

【自然環境課所管事業】

1 自然公園事業

(1) 自然公園（管理指導）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	近年，自然環境への関心も高くなっており，登山やハイキングなどで自然公園を訪れる人も多い。このような状況の中，利用者のため，自然公園を常に良好な状態に保つことが必要である。本事業では，国立公園・国定公園及び県立自然公園の管理や維持修繕を適時適切に実施し，安全かつ快適な公園利用を図ること。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各公衆便所の光熱水費の支払 ・自然公園などの施設等の管理委託 ・自然公園，中国自然歩道などに整備している施設の維持修繕 ・施設の整備 		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然公園等設定技術指針（環境省），自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	2130万4000円	令和2年度決算 (執行率)	1922万4000円 (90%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然公園法は，第3条において「国，地方公共団体，事業者及び自然公園の利用者は，環境基本法（平成5年法律第91号）第3条から第5条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり，優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように，それぞれの立場において努めなければならない。」として，自然公園の保護に関する地方公共団体の一般的な義務を定めるとともに，国立公園[※]の事業の執行（同法10条2項⁵），国定公園[※]の事業の執行（同法16条1項⁶）及び都道府県立自然公園

⁵10条2項 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体（以下「公共団体」という。）は，環境省令で定めるところにより，環境大臣に協議して，国立公園事業の一部を執行することができる。

⁶16条1項 国定公園事業は，都道府県が執行する。ただし，道路法（昭和二十七年法律第百八十号）その他他の法律の定めるところにより，国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。

の保護利用（同法73条⁷）についてそれぞれ都道府県の義務を定めている。

また、岡山県の自然保護条例は、第1条において、県の責務として「県は、自然と調和した良好な生活環境を保全し、及び創造するため、生物の多様性の確保その他の自然の保護（以下「自然の保護」という。）に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と定めている。

上記の自然公園法の理念を実現すべく、下記のとおり、環境省自然環境局自然環境整備課は「自然公園等設定技術指針」（平成25年7月制定、令和2年3月最終改定）を策定するとともに、岡山県は自然保護基本計画を策定している。

記

自然公園等設定技術指針

II-1-1 自然公園の事業の基本的理念

平成24年に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」では、「国立・国定公園などの自然公園は生物多様性の保全の屋台骨としての役割を担っている」と記述されており、平成15年に閣議決定された「自然再生基本方針」では、「自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取り組みを推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境を蘇らせることが必要」とされている。

また、平成元年「自然公園の利用のあり方検討小委員会」報告では、「自然公園は、良好な自然を維持していくことが前提であり、その利用も基本的には景観や生態系等の自然資源を損なうおそれのない範囲で行われるべきものである。

従って、自然公園の利用を考えるに当たっては、自然の特性や容量の概念を踏まえた『持続的利用』を原則としなければならない」とし、「自然の中で人間の力を越えた自然の持つ『美しさ』、『偉大さ』、『荘厳さ』、『野生』等を五体五感によって直接的に体験し、感動や喜びを得るといった利用がまず最優先とされる必要がある。」とされている。

自然公園の事業は、国立・国定公園の幅広いフィールドにおいて、施設の整備によりこうした考えに代表される自然公園の保護と適正な利用を実現するための中核的な役割を果たす必要があるといえる。

自然公園の保護の面では、自然公園の基盤である自然環境を場として確保する事業

⁷第73条 都道府県は、条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するためその区域内に特別地域を、都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を指定し、かつ、特別地域内、利用調整地区内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域、利用調整地区又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。

であり、地域に固有の生態系や動植物種、景観などの自然環境を保護しつつ、その自然環境を活用した自然環境学習等を積極的に推進していくことが重要である。

また、自然公園の利用の面では、人々が自然に学び、体験するための自然との豊かなふれあいの場づくりを行う事業であり、自然体験型利用の推進、過剰な利用への対応、質の高い利用景観の確保等に配慮したものとすることが重要である。

II-1-2 自然公園の事業の基本的方針

生物多様性の保全及び維持可能な利用の推進、ユニバーサルデザインの推進、観光立国の実現といった国の方針や自然公園に求められる新たなニーズや視点を踏まえて、自然公園の事業は、保護及び適正な利用に資する施設（ハード）の整備に加え、その適切な維持管理を実施するとともに、自然環境学習や適確な情報発信などの運営活動（ソフト）を合わせて実施することが重要である。

それにより、自然公園の事業は、豊かな自然環境の保護とともに、自然との豊かなふれあいの推進のため重要な役割を果たすべきであり、そのための基本的方針として次の点を挙げる。

1 生物多様性の確保や自然環境の保全生物多様性

国家戦略2012-2020においてわが国の生物多様性の屋台骨としての役割を持つと位置づけられている自然公園において、生物多様性を確保することは国際的にも重要な課題であるといえる。そのため、自然再生や生態系維持回復のための施設の整備等を進めることが重要であり、順応的な取り組みやモニタリング等の実施のための仕組みを整えつつ実施する。なお、こうした事業の実施にあたっては、地域の多様な主体が参加・連携して取り組むことが重要であり、事業実施後の維持管理のことも視野に入れて実施することが重要である。

また、歩道、特に登山道は周辺自然環境の保全を前提に整備すべき施設であるなど、公園の利用に伴う生態系への影響を減少させ、最小限にするための施設の整備を実施する。

自然公園の施設は堅固な構造物が適さないことが多く、厳しい気象等の条件があることから、地域の関係者とも協働して適切に維持管理が行われることがこうした機能を発揮するためには重要である。

2 自然体験・自然環境学習を实践する場や機会の拡大

自然と共生する社会の実現に向けて、国民一人ひとりが、自然を体験し、自然が人類に与える恵みを理解し、自然を大切に思う気持ちを育むことが大切である。

そのため、豊かな自然環境を有する自然公園において、自然体験や自然環境学習のフィールドとなる場における施設の整備を行うとともに、多様な主体による整備した施設を活用した活動（プログラム）の実施を推進する。

特に、自然再生等により生物多様性の保全を推進している場所においては、そうした取り組みを踏まえて、自然のしくみや人間と自然との関係を伝える自然環境学習をはじめとする普及啓発の実施に努める。

3 安全かつ適切な利用の促進

自然公園には、非常に多くの利用者が自然とのふれあいを求めて訪れている。これらの利用者は、原始的な自然の体験を求める者から手軽に自然の風景を楽しむことを目的とする者まで様々である。

そのため、これらの利用者が安全に施設を利用して自然とのふれあいを楽しむことができるよう、自然環境への影響に配慮しつつ、各施設に求められる安全のレベルに応じた施設の整備を進める。その際、老朽化等の施設の状況の変化に対応できるよう点検、補修等の維持管理について、地域の関係者の協力も得て適切に実施することが必要である。

また、多くの利用者が一時期に集中するなど過剰な利用が見られる場所や適切に自然公園を利用するための利用者のマナーの改善等が必要な場所においては、マイカー規制や情報提供等のソフト面での対策に連携して、適切な利用を促進するための施設の整備を推進する。

(「自然公園等設定技術指針」抜粋)

自然保護基本計画

○自然公園の適正な保護・管理（環境文化部）

優れた自然環境や自然景観を有している自然公園を、「自然公園法」、「岡山県立自然公園条例」に基づき適切に保護・管理します。

また、特定の植物の採取、損傷が生物多様性の保全や優れた自然の風景地の保護に支障を来さないよう、県立自然公園における採取などを規制する植物種の指定に努めます。

○自然公園等の利用促進（環境文化部）

自然公園、自然環境保全地域などの案内板、休憩所、トイレなどの施設の適正な維持管理に努め、安全で快適な利用を促進します。

また、豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し、自然公園等の利用促進を図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響下において、自然公園等の利用は、新たな生活様式にもマッチしており、国の国立公園満喫プロジェクトと連携しながら、その魅力を効果的にPRします。自然公園を多くの観光客に利用してもらうことで、自然とのふれあいを通じた自然環境に対する意識の向上や地域経済の活性化を図ります。

(「自然保護基本計画」11頁、38頁抜粋)

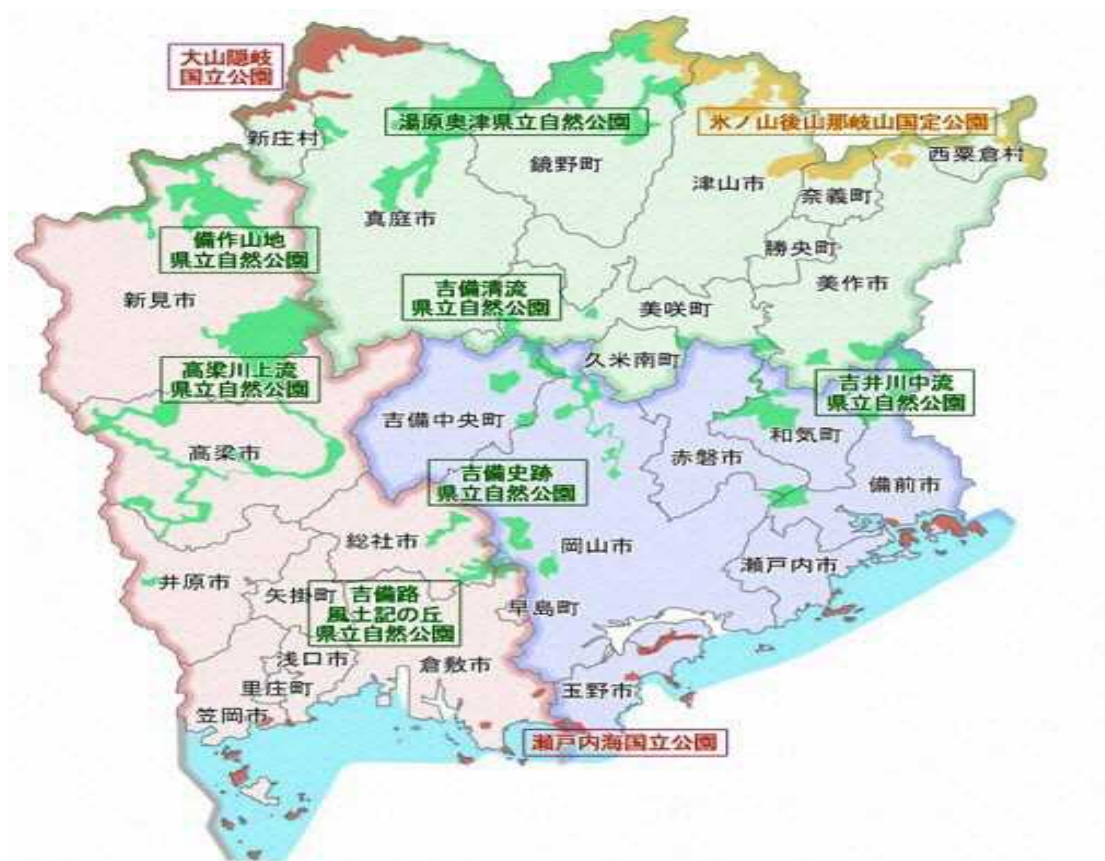
なお、岡山県には、国立公園2地域、国定公園1地域、県立自然公園7地域があり（下記地図参照），その面積は県土面積の11%を占めており，こうした自然公園は，自然の風景地の保護に資するとともに，自然系環境学習や野外レクリエーションの場として重要な役割を果たしている（岡山県HP参照）。

本事業は，上記の法律や国の指針及び条例や自然保護基本計画の趣旨を全うすることを目的としている。

このように，本事業について，法令上の根拠を確認することができた。

ただし，上記の自然公園等設定技術指針においては，上記のとおり，「生物多様性の保全及び維持可能な利用の推進，ユニバーサルデザインの推進，観光立国の実現といった国の方針や自然公園に求められる新たなニーズや視点を踏まえて，自然公園の事業は，保護及び適正な利用に資する施設（ハード）の整備」が目的とされており，自然公園の事業は単に自然公園の設備等の保全に留まるものではないことから，岡山県の地域的特徴等を踏まえ自然公園保護計画の趣旨を全うすることが望ましい。

記



(岡山県HP抜粋)

次に，財務事務の執行についてであるが，本事業の自然公園の施設の修繕等は，その大部分が随意契約によって，自然公園が所在する市町村（岡山市，玉野市，備前市

等)に業務委託されている。

監査の過程において、委託契約書及び見積書を確認したところ、委託契約書の主体は岡山県と岡山市等の市町村であり、見積書はいずれも各市町村が作成したものであった。

この点、県財務規則151条は、「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積りを徴さなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするときは「この限りではない」と定めていることから、本事業における現在の財務事務の運用は、県財務規則等に違反するものではない。これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、前記の目的を達成するために、各自然公園の保守管理を行うことを内容とするものであり、各自然公園の施設の必要最低限の維持管理を行うものであって、かかる事業内容は、現在の事業目的に沿うものであることから、事業の有効性についてはBとした（ただし、本事業の目的について、検討すべきことは前記のとおりである。）。

【事業の効率性 A B C D】

本事業は、専ら市町村に対する委託を内容とするものであり、事業の効率性の観点から問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(2) 自然公園管理（中国自然歩道）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	豊かな自然に親しみ、郷土の歴史文化に触れることを目的に整備された中国自然歩道についての管理を適時適切に実施し、安全かつ快適な利用を図ること。		
事業内容	中国自然歩道の管理委託。具体的には、中国自然歩道の管理を市町村に委託する。		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，「長距離自然歩道の概要について」（環境省），自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	698万7000円	令和2年度決算 (執行率)	667万1000円 (95%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

長距離の自然歩道について、環境省は「長距離自然歩道の概要」を策定するとともに、岡山県は、自然保護基本計画において、下記のとおり、目的等を明らかにしている。

記

長距離自然歩道の概要について

1 目的

長距離自然歩道は、国土を縦断、横断又は循環し、多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的としている。これまで昭和45年度の東海自然歩道以降、九州、中国、四国、首都圏、東北、中部北陸、近畿と順次整備を進めてきており、現在整備を進めている北海道自然歩道を加えると、全国の長距離自然歩道の計画総延長距離は約2万6千kmに及ぶことになる。

2 事業概要

計画主体：環境省

整備主体：国立公園区域内 環境省（直轄事業）

国立公園区域外 都道府県及び市町村（交付金：45／100）

管理運営：国立公園区域内 環境省

国立公園区域外 都道府県及び市町村

事業内容：主な施設・・・歩道，橋，園地，休憩所，駐車場，公衆トイレ，標識など

3 交付金制度

(1) 交付率 対象事業費の45%を都道府県に一括交付

(2) 交付対象 国立公園外における整備（国立公園内は環境省直轄）

（「長距離自然歩道の概要について」抜粋）

自然保護基本計画

○中国自然歩道の利用促進（環境文化部）

中国自然歩道県内ルートの指導標，路傍休憩地，トイレなどの施設の適正な維持管理に努めるとともに，ルートマップの配布などによって，安全で快適な利用を促進します。

また，豊かな自然や優れた景観そのものの魅力を観光資源として情報発信し，自然歩道の利用促進を図ります。

（「自然保護基本計画」38頁抜粋）

本事業は，上記の環境省が定める「長距離自然歩道の概要」及び岡山県が策定した「自然保護基本計画」に定める具体的な取組を実現することを目的とするものであり，その目的は，国及び県の基本指針に合致するものである。

このように，本事業について，法令上の根拠を確認することができた。

次に，財務事務の執行についてであるが，監査の過程において，委託契約書及び見積書を確認したところ，本事業においても，委託契約書の主体は岡山県と岡山市等の市町村であり，見積書はいずれも各市町村が作成したものであった。

そのため，前記の「自然公園（管理指導）事業」と同じく，財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業は，中国自然歩道の保守管理を地元の市町村へ委託することを内容とするものである。

監査の過程において，市町村へ委託する理由について確認したところ，中国自然道は，トイレ，休憩舎等の施設用地を市町村から借りており，施設等の管理については市町村に委託することを整備時に取り決めていること，中国自然歩道の多くは，市町村が管理する公道とも重複して指定されており，一体的に管理する必要があるうえに，その方が効率的であること及び緊急時等に対応を迅速かつ効率的に行うためという説明がなされた。以上の説明を踏まえれば，中国自然歩道について，県が独自に管理をするより

も市町村に委託することが合理的と思われることから事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、事業の効率性についてはBとした。

(3) 自然公園管理（野営場等）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	自然にふれあい，親しむことや憩いの場，環境学習の場として利用できる，国立公園・国定公園内に整備している野営場及び児島湖ふれあい野鳥親水公園や県立自然公園の管理を適時適切に実施し，安全かつ快適な利用を図ること。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児島湖ふれあい野鳥親水公園の水中ポンプの電気代の支払い ・児島湖ふれあい野鳥親水公園の水中ポンプの管理委託 ・野営場の管理委託 		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然公園等施設技術指針		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	83万8000円	令和2年度決算 (執行率)	55万7000円 (66%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

自然公園等設定技術指針には，野営場の管理において，下記のとおり，規定されている。

記

自然公園等設定技術指針

第3章 野営場

はじめに

自然公園には様々な野営場が整備されており，テントサイト，給水施設，汚水排水施設などの基本となる施設に，目的に応じた多様な施設が付加されて構成されている。

さらに，近年増加している自然災害時の退避所機能や救援活動拠点としての機能，時代のニーズの変化に応じた機能を付加又は廃止しながら管理運営を行っていくものと考えられる。また，今後は管理運営への民間事業者の参画が想定される。

本技術指針は，このように野営場の利用や管理運営の形態が変化し，施設や機能が多様化する中で，公共事業として整備すべき野営場の施設を対象とする。

I 基本方針

I-1 適用範囲

本指針は，自然公園等の野営場に適用する。ただし，地域の特性，その他の事情に

より適用できない場合もありうるが、その場合においても本指針の趣旨を最大限尊重する。

II 計画・設計の考え方

II-1 計画・設計の進め方

野営場事業の方向性を検討した上で野営場の整備を進める。野営場の整備にかかる全体の手順は、基本計画、基本設計、実施設計、施工、施設の管理・運営に区分される。計画・設計を進めるに当たり、施設の計画検討及び施設の管理・運営計画は相互に関連していることから、基本計画及び基本設計・実施設計の各段階において適切な検討を行うとともに、必要な合意形成を図る。また、再整備・改修を行う場合は状況に応じて必要な手順を踏んで検討を進める。

II-4 施設の長寿命化

野営場を長期間使用していくために、長寿命化に配慮した計画・設計及び整備を行うとともに、適切な維持管理、必要に応じた改修などについて検討をする。

(解説)

- ・計画・設計段階では、長期的なライフサイクルコストの低減だけでなく、イニシャルコストも含めたトータルコストの低減にも配慮する。
- ・施設の老朽化に対する対策については、維持管理の中で計画的に健全度調査や点検を行いつつ、適切な時期に修繕や改修を実施できるようあらかじめ検討しておくことが大切である。特に電気設備・機械設備などは、構造体などに比べて寿命が短い場合が多いことから、計画当初から修繕や改修しやすい作りとしておくことが望ましい。野営場を長期間使用していくために、長寿命化に配慮した計画・設計及び整備を行うとともに、適切な維持管理、必要に応じた改修などについて検討をする。

(「自然公園等設定技術指針」抜粋)

本事業の目的は、野営場の管理を適正に行うことを目的とするものであり、その趣旨は、自然公園法及び自然公園等設定技術指針に合致するものである。

もともと、自然公園等設定技術指針は、「野営場を長期間使用していくために、長寿命化に配慮した計画・設計及び整備を行うとともに、適切な維持管理、必要に応じた改修などについて検討をする。」と規定しており、各自治体において基本計画が策定されることを前提としている。

監査の過程において、自然保護基本計画を確認したところ野営場に関する具体的な方策について確認することができず、本事業の根拠となる直接の条例や基本計画が明らかでなかった。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価はDとした。

なお、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、委託に関する契約

書、見積書及び稟議資料等を確認したところ、財務事務の執行について他に問題となる点は認められなかった。

【指摘事項5-1】野営場等の管理等の行政事務を執行するにあたって、基本計画を根拠とすべきである。

前記のとおり、自然公園等設定技術指針は、野営場の管理等について、基本計画を策定することを前提としていることから、基本計画を根拠として事業を執行するよう徹底すべきである。

なお、当該野営場については令和3年3月に市へ譲渡されていることから、今後、野営場の管理に関する基本計画は策定されない予定である。

そのため、本事業については、措置をとることは不可能であるから、監査人としては、指摘事項としつつも、岡山県に対して措置を求めることは予定していないが、法令に基づく行政の原則を徹底する必要があると思われることから、指摘事項とした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、野営場等の保守管理を地元の市町村へ委託することを内容とするものである。

監査の過程において、委託の理由について確認したところ、野営場については、市町村が整備した施設が周辺にあることから、市町村による一体的な管理が必要であり、その方が効率的であること及び緊急時等に対応を迅速かつ効率的に行うためという説明がなされた。

以上の説明を踏まえれば、野営場等について、県が独自に管理をするよりも市町村に委託することが合理的と思われることから、事業の有効性についてはBとした。

【事業の効率性 A B C D】

監査の過程において、平成30年度から令和2年度の野営場の利用者の推移に関する資料を確認した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は大幅に減少したものの、それ以外の年度では繁忙期には月100名を超える利用者があったことを確認した。

このように、県内の野営場等は、県民に利用されていることや投資された費用額を考慮すると費用対効果に見合うものと思われ、事業の効率性についてはBとした。

(4) 自然公園設備（国定公園等）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>近年，登山や森林浴を楽しむハイキングなどの人気が高まっている。氷ノ上後山那岐山国定公園は，那岐山や若杉天然林などをはじめとして，登山やハイキングなどに適しているが，木材の腐食や案内標識の劣化など施設の老朽化により安全性や快適性を欠いている箇所が増加している。</p> <p>また，豊かな自然に親しみ，郷土の歴史文化に触れてもらうための中国自然歩道については，平成18年4月に，本線ルートと分岐し吉備路などを経由し瀬戸内海国立公園の鷲羽山に至る，四国と連絡する路線が追加され，平成18～21年度（国庫補助）に整備したが，昭和50年代に整備した本線ルートで，特に老朽化が進み，安全性や快適性の向上が課題となっている。</p> <p>このような状況から，自然環境整備交付金を受けて，必要な施設等の整備を行うものである。</p>		
事業内容	<p>(1) 氷ノ山後山那岐山国定公園 休憩所，公衆便所，駐車場，案内板などが整備されているが，老朽化したものが多く，特に次の施設について，安全性や利便性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道 菩提寺線，蛇淵滝線，滝山登山線，那岐山縦走線，黒岩高原登山線 <p>整備内容 階段，標識，排水溝，ベンチ等</p> <p>(2) 中国自然歩道 休憩舎，公衆便所，歩道，案内板などが整備されているが，老朽化したものも多く，安全性や適切な利用促進の観点から改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国山地横断ルート，吉備高原横断ルート <p>整備内容：標識，階段，排水溝等</p>		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画		
主な財源	自然環境整備交付金(45%)，一般財源(55%)		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	438万円	令和2年度決算 (執行率)	388万円 (88%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C **D**】

自然公園の保護に関する自然環境法，自然環境条例等の規定は，「(1) 自然公園

（管理指導）事業」において述べたとおりであるが、岡山県は「自然環境整備計画（国定公園等整備事業）【令和2年度～令和6年度】」において、下記の目標を明らかにしている。

記

自然環境整備計画

大目標：

多くの人に強度の豊かな自然及び歴史や文化と触れ合ってもらうことにより、これらの理解を深めてもらい、保全へとつなげる。

目標①：

老朽化した既存施設の再整備により、利便性・快適性の向上に努め、利用者増加を図る。

目標②：

ニーズに合った施設を整備することにより、自然と触れあえる場を創出し、利用者増加を図る。

目標③：

危険個所の注意喚起及び対策を実施することにより、安全性を確保し、利用増加を図る。

（「自然環境整備計画」抜粋）

本事業は、自然公園法等の法令及び自然環境整備計画の目的を全うするものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、黒岩高原登山線整備工事に係る指名競争入札に関する資料及び請負契約書等を確認した。

上記請負工事の入札手続きについて、特段問題となる点は認められなかったものの、指名競争入札手続きを経て請負契約が締結されたのち、①ロープ柵及び注意看板の設置について、木道階段を設置したところ、想定以上に法面が急勾配であったこと及び②案内看板の再整備について冬季には現場への侵入が難しくなるため、本工事において対応したいことを理由に仕様変更がなされ、結果として、変更後の請負代金が落札金額よりも39%増額されている。

この点、「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」は、「変更見込金額が請負代金額の30%」を超える工事は、「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約する」と定めている。

本事業において、案内看板の再整備を行うこと等を理由に工事の仕様変更がなされているが、かかる工事は、施行中の工事と分離して施工することが困難とは思われず、緊急性が高いといえるかは不明である。

このように、本事業の仕様変更については、ガイドラインに違反している可能性が

あることから財務事務の合規性についてDとした。

【指摘事項5-2】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

本事業の請負工事において、仕様の変更がなされているところ、仕様変更の必要性を直ちに否定するものではないものの、かかる手続きはガイドラインに違反している可能性がある。

この点、本事業は、舗装された土地を対象とする工事ではなく、山岳地など必ずしも補正がされていない土地を対象とする工事である。そのため、当初の積算では予想できなかった事態が生じる可能性は、一般の土木工事と比較して典型的に高い。このような事情から、当初の調査手続きは、比較的費用を掛けずして実施し、工事内容に変更が生じた都度に対応することで、工事費用の総額が低廉とすることが可能となるとの事情があることも把握することができた。

しかしながら、監査人としては、岡山県が定めたガイドラインが存在し、かかるガイドラインに違反していると思われる運用が存在する以上は、指摘事項とせざるを得ないと判断した。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、国定公園の設備等の整備を行うものであり、令和2年度は、黒岩高原登山線の階段及び標識等の修繕工事がなされており、かかる事業内容は、上記の事業目的を遂行するものである。

監査の過程において、自然公園の利用者の意見聴取の方法について確認したところ、利用者からの意見は、市町村を通じた連絡により把握しており、具体的には、利用者からの指摘（例：公園内の設備の損壊等に関する指摘等）に対応するものが中心で、積極的に利用者の意見を聴取しているわけではないとのことであった。

この点、本事業の目的は、国定公園において、木材の腐食や案内標識の劣化など施設の老朽化により安全性や快適性を欠いている箇所が増加していることを踏まえ、これらを修繕するなど国定公園の施設を整備することを目的とするものである。

上記のような事業運用を鑑みれば、目的に沿った事業の運営がなされているといえる。これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(5) 自然公園設備（国立公園）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>岡山県は、南部は沿岸部に瀬戸内海国立公園、北部は蒜山、新庄地域に大山隠岐国立公園を有しており、美しい自然を求めて多くの人が訪れている。</p> <p>県が公園内に設置した各施設は地元市町村により維持管理されているが、老朽化しているものが多く、利用に支障を来しているものも多い。公園の安全で快適な利用を図るため、これらの施設の再設備を行うとともに、利用者のニーズに応じた施設を新たに設置するなど公園利用者の増加を図ること。</p>		
事業内容	<p>(1) 瀬戸内海国立公園</p> <p>瀬戸内海国立公園は、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の自然海浜、段々畑など、自然と人文景観が一体となって親しみ深い多島海景観をつくり出しており、県内有数の観光地である鷲羽山や王子ヶ岳渋川をはじめとして、多くの施設の整備を行っているが、老朽化した施設も多く、外国人旅行者に対応したものもほとんどない。このような施設の再整備を行い、さらなる魅力向上を図る。</p> <p>(2) 大山隠岐国立公園</p> <p>大山隠岐国立公園内には、「西の軽井沢」と呼ばれる蒜山高原が麓に広がる蒜山（蒜山三座：上蒜山、中蒜山、下蒜山）の各登山道の標識、階段等の各施設が老朽化しているため、再整備を実施するものである。また、「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定されたことから、鬼女台園地や塩釜園地の利用促進のため、展望台や木道、標識の設置等利便性の向上を図る。</p>		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画(国立公園整備事業)		
主な財源	自然環境整備交付金(50%)，一般財源(50%)		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	3316万2000円	令和2年度決算 (執行率)	2367万4000円 (71%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然公園の保護に関する自然環境法，自然環境条例等の規定は，前記のとおりであり，国立公園についてもその趣旨が妥当するところ，岡山県は「自然環境整備計画（国立公園等整備事業）」を策定し，かかる計画において下記の目標を明らかにしている。

記

自然環境整備計画

目標

県内の国立公園（瀬戸内海・大山隠岐）は、優れた自然・景勝地を有し、国内外から観光客が訪れているが、既存の公園施設（公衆トイレ、休息舎、標識、歩道等）には、老朽化しているものが多く存在し、自然や景観を損ねている。またこれらはインバウンド対応ではないため外国人の利用者に不便を来すものが多い。このような背景から、老朽化対策及びインバウンド対応のため、これらの設備を整備して、外国人旅行者をはじめとする多くの観光客にとって安全で快適な利用環境を整え、利用者増加を図る。

（「自然環境整備計画」抜粋）

本事業は、自然公園法等の法令及び自然環境整備計画の目的を全うするものである。このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、本事業の国立公園の設備に関する工事として、次項の「2 塩釜園地再整備事業」に記載の工事が実施されていることから、次項の「財務事務の合规性」と同様の評価をした（内容については、次項の財務事務の合规性の項を参照されたい。）。

【事業の有効性 A B C D】

令和2年度は、瀬戸内海国立公園及び大山隠岐国立公園の設備について修繕工事がなされており、かかる事業内容は、上記の事業目的を遂行するものである。

監査の過程において、自然公園の利用者の意見聴取の方法について確認したところ、国立公園と同じく利用者からの意見は、市町村を通じた連絡により把握しているとのことであった。

この点、本事業の目的は、各施設の老朽化しているものを整備することに主眼があり、かかる目的との関連においては、本事業の有効性を認められる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

2 塩釜園地再整備事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>塩釜園地は、大山隠岐国立公園内、蒜山三座の麓に位置し、日本名水百選に選ばれた「塩釜の冷泉」の源泉が園地を囲むように流れている。周辺には、グランピングスタイルのキャンプ施設や釣り堀などがあり、アウトドア体験が満喫できる場所として蒜山高原屈指の観光スポットとなっている。本園地は平成12年に岡山県が自然とふれあいを通じて自然への理解を深めるために湿性植物園として整備したものである。園地内には、木橋や八つ橋が整備され、ノハナショウブやイワショウブ等の貴重な植物が見学できるようになっているが、木橋や八つ橋等施設の老朽化により腐食し、安全な園地利用が困難となっているため、園地全体の再整備を行う。</p>		
事業内容	<p>園地の再整備は、令和2年度～令和4年度の4ヵ年計画を予定している。</p> <p>コロナ禍における観光客の早期回復を支援するため、受け入れ環境の早急な整備を行い、整備効果の早期発現を図る。</p>		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画(国立公園整備事業)		
主な財源	国庫（1000万円），県債（990万円），一般財源（10万円）		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	2000万円	令和2年度決算 (執行率)	946万円 (47.3%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

塩釜園地は、大山隠岐国立公園内に位置していることから、本事業は国立公園である大山隠岐国立公園の整備事業（自然公園設備（国立公園）事業）と同じく、その目的に法令上の根拠を認めることができる。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、塩釜園地再整備工事の請負契約締結について、指名競争入札に関する資料等を確認した。

県財務規則146条1項は、「契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指名しなければならない。」と規定しているところ、本事業に係る請負契約の指名競争入札手続きにおいては、9社の入札があることを確認した。その他、指名競争入札手続きについては、特段問題となる点を認めなかった。

もっとも、落札者との間でいったん請負契約が締結されたのち、仕様の変更がなさ

れ、仕様変更後の請負代金が落札金額より約50%増額されている。

かかる仕様変更の理由は、①護岸面の面積の増加、②残土処分量及び不足土搬入量の増加、③伐採伐木工の新規計上及び④水替方法の変更等であり、このような変更が生じた理由として、現地再精査の結果とされている。

この点、仕様を変更する必要性が生じる場合があることは理解できるものの、当初の落札金額と比較して請負代金が50%増額することは、増額部分について、競争の原理が働かず、一般競争入札手続きとした趣旨を失わせる。

このような手続きは、指名競争入札手続きの公正性や信頼性を損ねる恐れがあり、前記の「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」に違反していることから、その評価をDとした。

【指摘事項5-3】請負工事の仕様の変更については、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

一般競争入札手続きが完了した後に請負代金を50%増額することは、ガイドラインに違反する。

この点、自然公園を対象とした土木工事について、典型的に仕様変更の可能性が高いことは既に述べたとおりであるが、ガイドラインを遵守することを原則とすべきである。

【事業の有効性 A B C D】

事業の有効性についても、「1 (5) 自然公園設備（国立公園）事業」と同内容であり、評価はBとした。

【事業の効率性 A B C D】

前記の「(5) 自然公園設備（国立公園）事業」と同じく、本事業の効率性の評価をBとした。

3 国立公園満喫プロジェクト推進事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	平成28年度環境省が「国立公園満喫プロジェクト」を立ち上げ、大山隠岐国立公園を含む全国8地域が重点エリアに選定されたことから、自然公園を観光資源としてとらえ、その魅力を向上・活用することを通じて、国内外からの誘客を促進する。		
事業内容	<p>蒜山エリアの取組について、国、地元市村等と連携し、次の事業を行うことにより、国立公園の自然景観を活用した訪日客等の誘客を促進する。</p> <p>(1) 国立公園満喫プロジェクト地域協議会等運営事業 鳥取県及び真庭市等と連携を図りながら国立公園満喫プロジェクトに係る「ステップアッププログラム」（平成28年12月策定）を円滑に推進するため、隣接する鳥取県（大山・三徳山地域）との共同事務局として、地域部会を開催・運営。</p> <p>(2) 国立公園満喫プロジェクト計画推進事業 「ステップアッププログラム」の取組方針に基づき、インバウンドに対応できる人勢の育成（研修会など）やツアーの企画・実施を行う。また、インバウンドに対応した多言語の標識設置やトイレ様式化を含む施設リニューアルなど国立公園等の利用環境の改善を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然環境整備計画(国立公園整備事業)		
主な財源	国庫（516万3000円），一般財源（954万円）		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	1407万0300円	令和2年度決算 (執行率)	1396万2000円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

政府全体は、2020年の訪日外国人旅行者数を4000万人とすることを目的とし、「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、かかるビジョンの10の施策のひとつとして、国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化を目指し、大山隠岐国立公園を含む8か所の国立公園でそれぞれステップアッププログラムを策定している。

かかるステップアッププログラムの一つである大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025において、下記のとおり、経緯が解説されている。

記

大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025

はじめに

2016年（平成28年）3月、政府は、成長戦略と地方創生の柱として、観光を我が国の基幹産業へと成長させるべく、「明日の日本を支える観光ビジョン」を取りまとめた。環境省では、同ビジョンに基づき、日本の国立公園を世界水準の旅行の目的地とし、ブランド化を図る「国立公園満喫プロジェクト」を2016年度（平成28年度）から推進している。

大山隠岐国立公園は、他の7国立公園とともに、同プロジェクトの取組を先行的、集中的に実施する国立公園として選定され、これを受けて同年9月に、関係行政機関や地域関係者で構成される「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会」が設立された。地域協議会では、同年12月に、本プログラムの前身となる「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2020」を、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）までの5年間を計画期間とし、具体的な取組方針を掲げるロードマップとして作成した。

以降、同プログラムに基づき、多様な主体により、200を超える実に多角的な取組が行われてきた。結果、大山隠岐国立公園を軸とした観光地域づくりが進められ、またターゲットとしていた訪日外国人旅行者も着実に増加しつつあったが、目標としていた程度よりも緩やかな増加に留まっていることや、これまでの成果や課題を踏まえて取組を発展的に持続させる必要があったことから、2020年（令和2年）2月の地域協議会において、2021年度（令和3年度）以降も大山隠岐国立公園満喫プロジェクトを継続することが合意された。

（「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025」抜粋）

以上

本事業は、上記の大山隠岐国立公園ステップアッププログラムを実現するものであり、国及び岡山県の環境政策に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、請負工事の一般競争入札に関する資料を確認したところ、本事業における請負工事についても、仕様の変更がなされている（ただし、請負代金は減額されている。）。

なお、仕様変更の理由は、「諸経費調整による減少」となされていたところ、その詳細は確認した資料からは不明であった。

この点、請負代金が減額される場合は、「岡山県設計変更ガイドライン（土木工事編）」に直ちに違反するものではないことから、財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、請負契約における仕様変更がやむを得ない場合があることは否定しないものの、一般競争入札の信頼性を担保するためには、仕様変更は可及的に差し控えるよう

配慮すべきである。

【事業の有効性 A B C D】

令和2年度の事業内容は、インバウンドに対応できる人材の育成、園地遊歩道等の環境整備、園地内の多言語案内板の整備、支障木の伐採・廃屋撤去である（なお、インバウンドに対応できる人材の育成については「令和2年度においては、コロナ禍により、インバウンドの観光客の来訪が見通せないことや、対面での研修会が難しい状況のなか、①Webによる情報発信、②SNS広告、③蒜山の自然と気候の基礎知識などについて研修を行った。平成29年度から令和元年度までは、例えばインバウンド対応コミュニケーション機能向上、インバウンド向けツアープログラム研修、インバウンド受け入れ研修会などを行っていた。」とのことであった。）。

上記の各事業は、事業目的を達成するものであり、一定の有効性を認めることができることから、事業の有効性はBとした。

もっとも、前記のとおり、自然公園の利用者の意見聴取の方法は、市町村を通じた連絡により把握しているとのことであり、県による利用者の意見集約がなされていないため、例えば、園地内の多言語案内板の整備がどの程度利用者の利便性を向上しているのか検証が困難な状況にある。

このように、事業を適切に実施するためには、利用者の意見聴取は不可欠であると思われ、本事業については改善の余地があると思われることには留意いただきたい。

なお、監査の過程において、令和2年度に開催された大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会の議事録を確認したところ、特段問題となる点は認められなかった。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の財務事務の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

4 誘客アップに向けた自然公園設備整備事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>圏内の国立公園など自然公園ではその優れた風景を楽しむために園地や遊歩道などを整備してきたが、長年の併用により老朽化した施設が増加し、見た目のイメージを損なっている箇所やビューポイントへの案内が不十分であるため、自然公園の魅力を活かし切れていない箇所がある。それらの園地などについて、案内標識の充実や、トイレのリニューアルなどにより、自然公園のイメージの向上や利便性の向上を図り、誘客アップにつなげる。</p>		
事業内容	<p>I 鷲羽山園地 R 2は事業なし</p> <p>II 吉備路風土記の丘 ・案内板リニューアル ・南駐車場門扉リニューアル 景観のイメージを損なっている老朽化した案内標識等の更新を行う。</p> <p>III 王子ヶ岳・渋川園地 ・休憩舎ベンチ設置・老朽看板撤去 展望地にある休憩舎のベンチが破損し使用禁止となっているため更新する。また、老朽化している看板について景観を損ねているため撤去を行い、園地のイメージアップを図る。 ・野営場整備（渋川園地） 老朽化して著しく破損している箇所があり危険なため、玉野市と協議を進めながら早急に再整備（または撤去）を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	自然公園法，自然公園条例，自然公園等設定技術指針（環境省），自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	4325万2000円	令和2年度決算 (執行率)	3670万6000円 (84%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

本事業は、自然公園のイメージ向上や利便性の向上を図ることを目的としており、その目的は、自然公園法，自然公園条例及び自然保護基本計画等に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、吉備路風土記の丘ベンチ設置工事及び王子ヶ岳渋川野営場再整備工事の契約手続きに関する資料を確認した。

前者の工事は、随意契約（委託金額：112万2000円、委託先：株式会社ニシガーデン）の方式、後者の工事は一般競争入札（最低制限価格：1430万（税別）、予定価格：1592万円（税別）、落札金額：1430万円（税別）、委託先：株式会社フミタ組）の方式で締結されていた。

この点、随意契約については、工事金額が250万円未満であって少額随意契約を締結することができる場合にあたり、かつ、見積もりが3社から提出され、もっとも低額の見積書を提出した業者と契約が締結されていること等を確認したことから、特段問題となる点は認められなかった。

次に、一般競争入札の手続きであるが、8社からの入札があり、落札者を含め7社が最低金額での入札があったため、くじで落札者が決定されていたことを確認した。

また、落札者が決定した後、①仮設道（敷鉄板、大型土のう）の数量の減（「当初、進入路の狭小区間は、大型土のうと敷鉄板敷設により安全な幅員を確保する予定であったが、施工業者と協議の結果、使用する重機の大きさを工夫することにより、現道の幅員のままで安全性を確保できることから敷鉄板と大型土のうの数量を減とするもの）、②デッキサイト出入口部の追加（「当初、デッキサイトの出入口部の施工は、遊歩道再整備の計画が完成してから着手する予定となっていたが、関係機関との協議の結果、遊歩道は既設をそのまま使用することになった。出入口部が未施工の場合、デッキサイトと遊歩道の間に隙間ができる危険なことから、安全性を確保するため、本工事で対応するもの」）及び③その他（「その他数量の物は現地再精査の結果による。」）という理由で使用が変更され、結果として、契約金額が67万円（税別）増額されることとなった。

上記の仕様変更について、やむを得ない事由があり、変更後の金額もそれほど高額ではなく当初の予定価格の範囲内の金額であって、前記ガイドラインに違反するものではないことから、財務事務の合規性の評価をBとした。

ただし、容易に仕様の変更が認められると一般競争入札手続きに付した意味が失われる恐れがあることに留意する必要がある。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、自然公園のイメージ向上のため、施設の改修等を行うものである（なお、「1 自然公園事業」の各事業との違いは、「1 自然公園事業」の各事業は、自然公園内の設備の必要最小限度の維持管理を行うものであるが、本事業は、最小限の維持管理ではなく、イメージ向上に向けた改修等を行うものである。）。

前記のとおり、利用者からの意見は、市町村を通じた連絡により把握しているとのことであるものの、利用者からの指摘（例：公園内の設備の損壊等に関する指摘等）に

対応するものが中心で、積極的に利用者の意見を聴取しているわけではないとのことであった。

この点、本事業は、国定公園等について最小限の維持管理ではなく、訪問客を増加させるためのイメージ向上に向けた改修等を行うものであり、積極的に利用者の意見を聴取する必要があるが、かかる観点から、現状では自然公園の利用者の意見を十分に聴取できていないと言わざるを得ない。

このように、本事業は、「1 自然公園事業」の各事業よりも多額の予算を投じる事業であることや誘客アップを目的としていることから、その投資の有効性を検証する必要性が高い。

このように利用者の意見聴取の点において、改善の余地があると思われることから、事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項5-4】自然公園の利用者の意見を可及的に広く集めることを検討すべきである。

本事業の有効性を検証するにあたり、実際の国定公園の利用者数のみではなく、利用者の意見を聴取することは重要であると思われる。例えば、利用者がどの地域から国定公園を訪問しているか等を把握することで、国定公園の運営に生かすことが可能となる。このように、国定公園の運営に当たっては、利用者の意見収集について検討すべきである。

なお、本事業は、自然公園のイメージの向上や利便性の向上を図り、誘客アップにつなげることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。

【事業の効率性 A B D】

前項において検討したとおり、事業の成果について十分に把握できておらず、事業の効率性について、明確に判定することができないことから、事業の効率性の評価をCとした。

5 観光客アトラクト推進事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	大山隠岐国立公園は蒜山、毛無山等の山岳の魅力的な景観を持つ地域であり、特に蒜山三座及びその裾野に広がる蒜山高原は岡山県屈指の観光スポットとなっている。 もっとも、新型コロナウイルス感染症対策としての外出自粛により減少したため、国内外からの観光客の増加を図る。		
事業内容	山隠岐国立公園は蒜山、毛無山等の山岳の魅力的な景観を持つ地域であり、特に蒜山三座及びその裾野に広がる蒜山高原は岡山県屈指の観光スポットとなっている。 大山から蒜山を結ぶ蒜山大山スカイラインと蒜山高原線の交差点（T字路）に多言語案内看板を設置して、当地が「大山隠岐国立公園」であると宣伝し、観光客の増加を図る。 なお、本箇所は、豪雪地域であるため、秋季までに案内看板の設置を完了したい。		
法令・条例・要綱等	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付制度要綱		
主な財源	地方創生臨時交付金（国庫）300万円		
エコビジョン2020目標	自然公園利用者数 145万人	2019年度達成状況	自然公園利用者数 110万人
令和2年度予算	300万円	令和2年度決算 （執行率）	214万5000円 72%

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

国が策定した「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱」は、下記のとおり、その目的を定めている。

記

第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の全ての事項並びに「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱（以下「経済対策」と総称する。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けて

いる地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ることを目的とする。

以上

岡山県は令和2年度第2回実施計画において、本事業を掲げ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受領しているが、本事業は、上記交付金の実施計画に基づく事業であることを確認した。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、大山隠岐国立公園案内標識設置工事の契約手続きに関する資料を確認した。

上記の工事は、随意契約（委託金額：220万円、委託先：株式会社菱川グリーン）の方式で締結されていた。

この点、随意契約については、工事金額が250万円未満であって少額随意契約を締結することができる場合にあたり、かつ、見積もりが3社から提出され、もっとも低額の見積書を提出した業者と契約が締結されていること等を確認したことから、特段問題となる点は認められなかった。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の具体的な内容は、蒜山大山スカイラインと蒜山高原線の交差点（T字路）に多言語案内看板を設置して、当地が「大山隠岐国立公園」であると宣伝するというものである。

監査の過程において、観光客の増加のために、多言語案内看板設置という方法を選んだ理由について確認したところ、大山隠岐国立公園の岡山県側には、国立公園を示す多言語案内看板が未設置であったため、公園のPRに資するために実施したとの回答を得た。

もっとも、監査人の「多言語案内看板を設置することでどの程度の観光客の増加を見込まれていますでしょうか。観光客の増加見込みとその根拠をご教示ください。」との質問に対し、「国では国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化を図ることを目標に、訪日外国人の利用増を目指す取組がなされており、備えるべき施設として、観光客の利便性に配慮して設置したものであり、県独自の成果指標の設定は必要ないと考える。」との回答がなされている。

確かに、多言語案内看板の設置という事業内容と観光客の増加との因果関係を定量的に測定することは困難であり、事業効果の検証が容易ではないことは理解できる。

もつとも、本事業は、国庫の補助で賄われるとはいえ、公金を投じて実施する事業である以上、成果の検証方法を検討することは不可欠であり、なんらの成果指標もなければ、今後事業を継続すべきかの判断をすることや今後の改善点を把握することは困難である。

このように、本事業の成果の判定に関して、改善の余地があると思われることから、事業の有効性の評価をDとした。

【指摘事項5-5】 定量的な効果測定が困難な場合でも成果指標を設けるべきである。

本事業のように投資した金額の成果を定量的に測定することが困難であることは理解できる。

もつとも、例えば自然公園の利用者に対してアンケートを実施し、その際に看板を認識したかについて質問すること等も考えられる。

このように、本事業の成果を把握しつつ、成果に対して一定の指標を設けることは可能であると思われることから、成果指標の設定を検討すべきである。

なお、本事業は、前項の事業と同じく、国内外からの観光客の増加を図ることを目的とする事業であり、執行された予算と観光客の増加の効果について、仔細に検討されるべき必要があることから、本事業については、指摘事項とした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の有効性において検討したとおり、本事業の成果を検証することができないことから、投資された金額と本事業の成果が均衡しているのか判断ができない。

このように事業の効率性の検証が困難となっている現状については、問題と言わざるを得ないことから事業の効率性の評価をCとした。

6 自然環境保全審議会運営事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	岡山県自然環境保全審議会を運営すること。		
事業内容	県立自然公園の指定、公園計画の決定、県自然環境保全地域等の指定、指定希少野生動植物の指定、鳥獣保護区等の設定、温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可等を審議する。		
法令・条例・要綱等	自然環境保全法51条、自然環境保全審議会条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	99万2000円	令和2年度決算 (執行率)	69万円 (69%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然環境保全法51条は、「都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。」と規定し、かかる法律の規定を踏まえ、自然環境保全審議会条例は、下記のとおり、規定している。

記

(設置)

第1条 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）及び温泉法（昭和23年法律第125号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる

(「自然環境保全審議会条例」抜粋)

本事業の目的は、自然環境保全法及び自然環境保全審議会条例に基づき、自然環境保全審議会を運営することであり、その目的は法令等に適合するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について、特段問題となる点は認められなかった。

これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度に開催された自然環境保全審議会の議事録を確認したところ、事業の有効性について特段問題となる点は認められなかったため、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

予算の段階では、自然環境保全審議会の全体会及び部会のいずれも、民間のホテル等を利用することが想定されているものの、執行の段階では参加者の利便性等を考慮して、会場を選定しており、必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであった。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

ただし、会場の選定に当たっては、同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

7 自然保護推進員活動事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	郷土の美しい自然の保全に努めるとともに、県民に自然保護の重要性を広く普及・啓発すること。		
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園や自然保護地域などの指定地域内の巡視と管理状況の把握 ・自然の保護に関する情報の収集及び普及啓発 ・生物多様性に関する情報の収集及び普及啓発 等 		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然保護推進人の数：100人	2019年度達成状況	自然保護推進人の数：52人
令和2年度予算	24万4000円	令和2年度決算 (執行率)	17万5000円 (72%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然保護条例39条は、下記のとおり、規定している。
記

自然保護条例

(自然保護推進員)

第39条 知事は、県民が自ら自然の保護を推進するため、知事が定めるところにより、県民のうちから自然保護に関する指導等を行う自然保護推進員を委嘱することができる。

(「自然保護条例」抜粋)

自然保護基本計画

○自然公園指導員等との連携による適正な利用指導 (環境文化部)

自然公園指導員や自然保護推進員などと連携し、動植物の捕獲・採取や損傷、地形の改変などの問題が生じないように自然公園などの適正な利用指導に努めます。

(「自然保護基本計画」12頁抜粋)

本事業は、自然保護条例及び自然保護基本計画に基づき、自然保護推進員を設置し、自然の保護や生物多様性に関する情報の収集及び啓発を行うことを目的としてお

り、かかる事業目的は自然保護条例及び自然保護基本計画の趣旨に適うものである。
このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。
その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかった。
これらの点を考慮して、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の進め方について確認したところ、下記のとおり、事業を進めるとのことであった。

記

- ① 推進員を公募し、市町村の推薦により知事が委嘱する(委嘱期間2年 再委嘱可)。
- ② 推進員の活動はボランティアとし、県の負担でボランティア保険に加入する。
- ③ 概ね3カ月に1回程度、稼働報告書を提出する。

以上

監査の過程において、自然保護推進員の応募状況について確認したところ、令和元年度は64名、令和2年度は59名であるとのことであった。

また、推進員の報告書の有無及び内容を確認したところ、適正に保管されていることを確認した。

その他、事業の有効性について問題となる点は認められなかったため、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算の段階では、自然保護推進員研究会について、民間のホテル等を利用することが想定されているものの、執行の段階では参加者の利便性等を考慮して、会場を選定しており、必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであった。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

ただし、会場の選定に当たっては、同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

8 自然環境保全推進（自然保護地域等保護管理）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	100年生前後のブナを中心とした県下最大級の貴重で、学術的にも重要な天然林を有する毛無山や、静かな海面、点在する多くの島々、白砂青松の自然海浜、段々畑など、自然と人文景観が一体となって独特の親しみ深い景観をつくり出している瀬戸内海国立公園などの自然環境の保全を目的としている。		
事業内容	<p>(1) 大規模天然林毛無山の管理委託 大規模天然林毛無山の自然環境を保全する目的で公有化した土地（県有地）の管理委託をする。</p> <p>(2) 国立公園内（倉敷玉野地域）の清掃活動への補助金 倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会が行う美化清掃活動に対して補助金を交付する。</p>		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	149万円	令和2年度決算 (執行率)	148万円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然保護条例及び自然保護基本計画は、下記のとおり、規定している。

記

自然保護条例

(県自然環境保全地域の指定)

第14条 知事は、その区域における自然環境が自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十二條第一項に規定する自然環境保全地域に準ずる土地の区域であつて次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて当該自然環境を保全することが特に必要なものを岡山県自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）として指定することができる。

- 一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）
- 二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成

している土地の区域を含む。)

(「自然保護条例」14条1項抜粋)

自然保護基本計画

○大規模天然林の保全(環境文化部)

県下最大規模のブナ林を中心とした貴重な天然林を有する毛無山の自然環境を適正に保全するとともに、県民が広く自然に親しむことのできる場として活用されるよう、適切な維持管理を行います。

(「自然保護基本計画」11頁抜粋)

本事業の目的は、天然林を有する毛無山や、独特の親しみ深い景観をつくり出している瀬戸内海国立公園などの自然環境の保全を目的としており、本事業の目的は、自然保護条例及び自然保護基本計画に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、委託に関する資料及び補助金の交付に関する資料を確認した。

この点、委託先との契約は、予定価格が県財務規則に定める金額を超えない金額であるとして、少額随意契約の方式でなされていた。

また、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」といえる。

この点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、前記の目的を達成するため、①毛無山の管理委託及び②国立公園内(倉敷玉野地域)の清掃活動への補助金を交付するものであり、かかる事業内容は、目的に沿うものであることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

9 希少野生動植物保護事業

(1) 希少野生動植物保護（条例施行）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	希少野生動植物の現状調査や保護実施地域での啓発活動のほか、知事が委嘱した指定希少野生動植物保護巡視員（保護巡視員）のための研修会の開催等の事業を実施する。		
事業内容	<p>(1) モニタリング調査の実施 条例指定種の生息・生育状況を把握し、今後の保護活動に反映させるほか、近年増大する盗掘、密猟等の捕獲圧や外来種による食害などの対策検討のため、専門家（希少野生動植物保護専門員）等によるモニタリング調査を実施する。</p> <p>(2) 条例指定種普及啓発活動の実施 条例指定種の現状に応じて、保護専門員等の専門家を講師に保護巡視員を対象とした研修会を開催し、保護活動に必要な情報交換等を行う。また専門家及び生息・生育地域の住民の協力を得ながら、希少野生動植物の保護の必要性について、広く県民及び事業者の理解を深めるための施策を実施する。</p> <p>(3) ボランティア保険への加入 保護巡視員による巡視活動中の不慮の事故等に備えるため、ボランティア保険に加入する。</p>		
法令・条例・要綱等	希少野生動植物保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：12	2019年度達成状況	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：11
令和2年度予算	32万4000円	令和2年度決算 (執行率)	22万8499円 (71%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

希少野生動植物保護条例及び自然保護基本計画は、野生動植物の管理について、下記のとおり、定めている。

記

希少野生動植物保護条例

(県の責務)

第3条 県は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施に当たっては、その保護に熱意を有する県民、事業者又はこれらの者が組織する団体と協働して取り組むものとする。

3 県は、希少野生動植物の保護の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発等適切な措置を講ずるものとする。

(「希少野生動植物保護条例」抜粋)

自然保護基本計画

○希少野生動植物保護条例に基づく保護管理 (環境文化部)

絶滅のおそれのある希少野生動植物について、「岡山県希少野生動植物保護条例」に基づき、特に保護を図る必要のあるものを指定希少野生動植物に指定し、捕獲などを規制するとともに、生息・生育地の市町村をはじめ、指定希少野生動植物保護巡視員など様々な主体と協働し、その生息・生育環境を含め、保護活動を推進します。

○国内希少野生動植物の保護 (環境文化部)

国及び市町村と連携し、種の保存法により指定されている国内希少野生動植物の状況や保護について普及啓発を進めるとともに、地域の保護活動に対する支援を推進します。

(「自然保護基本計画」20頁抜粋)

本事業は、上記の条例が定める県の責務を遂行するため、希少野生動植物の現状調査や保護実施地域での啓発活動等条例遂行のために必要となる事業を実施することを目的とするものであり、条例の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、①令和2年度の研修会の開催実績、②パンフレット及びクリアファイルの配布実績並びに③モニタリング調査の結果の活用方法について確認したところ、①令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で研修会の開催はなかったこと、②研修会の開催がなかったことに伴いパンフレット及びクリアファイルの配布はなかったこと及び③モニタリング調査の結果を踏まえ、希少野生動植物の生育、育成状況

を随時把握し課題が生じれば対策を検討して実施していること（具体例としては、希少性植物の育成地の雑草等の浸蝕に対応する草刈り，猪の食害対策を実施していること）を確認した。

このように，令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の影響で本来予定していた事業は実施されなかったものの，本事業の内容は，事業目的に沿うものであり，モニタリング調査の結果も適切に活用されていることを踏まえ，事業の有効性についてはBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について，問題となる点は認められなかったため，Bとした。

(2) 希少野生動植物保護（保護推進活動支援）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	希少野生動植物の保護について、必要な調査・助言等を行うため希少野生動植物保護専門員を派遣し、自然保護団体等が実施する保護推進事業や生息・生育地の維持管理作業等に必要な支援を行うことで、協働による指定希少野生動植物の保護施策を推進する。		
事業内容	<p>(1) 希少野生動植物保護専門員の派遣 保護推進事業による指定希少野生動植物の保護の取り組みが専門的な見識を踏まえて進められるよう、専門員の活動計画又は保護推進事業に取り組む団体等からの要請等に応じて希少野生動植物専門員を派遣する。</p> <p>(2) 生息・生育地等の維持管理作業支援 保護推進事業の実施において、指定希少野生動植物の生息・生育地の維持管理作業を行う団体等に対し、作業や巡視に必要な用具等を購入し貸与する。また希少種の保護を呼びかける看板等を設置する。</p>		
法令・条例・要綱等	希少野生動植物保護条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：12	2019年度達成状況	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：11
令和2年度予算	28万2000円	令和2年度決算（執行率）	16万3548円（58%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

希少野生動植物保護条例26条は、希少野生動植物の保護に関する啓発活動等について、下記のとおり、規定している。

記

希少野生動植物保護条例

(希少野生動植物保護専門員)

第26条 知事は、希少野生動植物の保護に熱意と識見を有する者のうちから、その保護に関し必要な啓発、調査、助言等を行う希少野生動植物保護専門員を委嘱することができる。

2 希少野生動植物保護専門員に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(「希少野生動植物保護条例」抜粋)

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

本事業は、希少野生動植物の保護について、必要な調査・助言等を行うため希少野生動植物保護専門員を派遣し、希少野生動植物の保護推進事業や生息・生育地の維持管理作業等に必要な支援を行うこと等を目的としており、上記条例の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、財務事務の執行について、問題となる点は認められなかったため、本事業の財務事務の法規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度の保護専門員の派遣実績を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

No	事業内容	回数	場所
1	サクラソウ保全活動	5回	真庭市自生地
2	ミズアオイ種まき会	1回	倉敷市自生地
3	ミズアオイ保全活動	4回	同上
4	ミズアオイ観察会	1回	同上
5	ナガレタゴガエル現地調査	4回	鏡野町生息地等
6	ナガレタゴガエル現地視察研修会	1回	津山市生息地
7	エヒメアヤメ保全活動	2回	笠岡市自生地
8	ミチノフクジュソウ保全活動	3回	高梁市自生地

また、令和2年度の保護専門員の活動に関する報告書を確認したところ、活動に関して詳細な報告がなされていることを確認した。

さらに、令和2年度における用具の貸し出し状況を確認したところ、チップソー及び混合燃料等の貸出があったとの回答を得るとともに貸出しに関する資料を確認した。

以上のとおり、本事業については、事業目的に沿って実施されており、その有効性については問題となる点は認められなかったため、事業の有効性をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、Bとした。

(3) 希少野生動植物保護（レッドデータブック等更新）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>絶滅の恐れのある野生生物の現状を明らかにし、保護の重要性の周知を図るとともに、環境アセスメントの審査や開発行為と自然保護との調整等保護対策の基礎資料として活用するため、岡山県は、平成15年に岡山県野生生物目録及び岡山県版レッドデータブックを発刊し、概ね10年毎に改訂を行うとともに、緊急に保護が必要な種については、適宜補遺を作成してきた。</p> <p>このような経緯を踏まえ、次期レッドデータブック改定等に向け、刻々変化している県内の野生生物の生息・生育環境などの変化を追跡調査し、継続的なデータ収集と検討を行う。</p>		
事業内容	<p>(1) 岡山県版レッドデータブック次期改定に向けた取組 県内の野生動植物の現況把握に必要となる野生生物データベースの見直し、再構築する業務を委託する。</p> <p>(2) 事務局経費 上記業務を実施する岡山県野生動植物調査検討会の運営に必要な経費を支出する。</p>		
法令・条例・要綱等	希少野生動植物保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：12	2019年度達成状況	希少野生動植物の保護に取り組む地域数：11
令和2年度予算	340万8000円	令和2年度決算（執行率）	340万7800円（100%）

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

前記のとおり、希少野生動植物保護条例3条は、野生動植物の管理における県の責務として、野生動植物が置かれている状況を常に把握すること（1項）及び希少野生動植物の保護の必要性について、普及啓発等適切な措置を講ずること（3項）を規定している。

また、レッドデータブックに関し、自然保護基本計画は下記のとおり規定している。

記

自然保護基本計画

○「岡山県版レッドデータブック2020」を活用した普及啓発（環境文化部）

開発行為と自然保護との調整における基礎資料として、「岡山県版レッドデータブック2020」を活用するとともに、その内容を公表し、希少野生動植物の保護について、県民の理解を深め、身近な地域における保護活動を促進します。

○希少野生動植物の情報収集，データベース化（環境文化部）

希少野生動植物について、絶滅の危機の原因を明らかにし、適切な保護施策につなげるために、「岡山県野生生物目録」の情報整理，データベース化を図るとともに、「岡山県版レッドデータブック」の次期改訂に向けた情報収集，基礎調査を進めます。
（「自然保護基本計画」20頁）

本事業は、上記の条例が定める県の責務及び自然保護基本計画の具体的な計画を遂行するため、刻々変化している県内の野生生物の生息・生育環境などの変化を追跡調査し、継続的なデータ収集と検討を行うことを目的とするものであり、条例及び自然保護基本計画の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行に関し、監査の過程において、委託事務に関する書類を確認したところ、本事業の委託契約は、随意契約（委託先：岡山県野生動植物調査検討会、委託金額：256万6300円）の方式でなされており、その理由は、事業内容から一般競争入札によることが「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」（地方自治法施行令167条の2. 2号）に該当するためであるとのことであった。

この点、レッドデータブックの基礎となるデータの継続性を確保する必要や本事業の特殊性を考慮すれば、本事業の委託が随意契約によることについて合理性を認めうると考える。

また、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、レッドデータブックの活用状況について確認したところ、レッドデータブックは、①環境アセスメント、自然保護協定に係る基礎資料として活用していること、②HPに掲載するとともに、関係行政機関、市町村、市町村教育委員会、公共図書館、大学図書館、関係施設に配布して周知していること及び③岡山県自然保護センターにおいて県民を対象にした普及啓発講演等を実施する際に利用しているとの回答を得た。

上記のレッドデータブックの利用状況は、事業目的に適うものであるから、事業の

有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性については、特に、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

10 鳥獣保護区設定事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣保護区等を設置するとともに、生育数が減少しているキジについて、放鳥を実施する。 また、愛鳥思想の普及啓発を図るため、池田動物園を鳥獣保護センターとして指定し、傷病鳥獣の保護・看護を実施する。		
事業内容	(1) 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域に制札や案内板を設置 岡山県が制札や案内板を設置する。 (2) キジの放鳥事業 岡山県猟友会に委託する。 (3) 高病原性鳥インフルエンザ調査事業 岡山県が調査事業を実施する。 (4) 鳥獣保護センター運營業務委託 池田動物園に業務を委託する。		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護管理法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，第12次鳥獣保護管理事業計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	2012万1000円	令和2年度決算 (執行率)	1796万3000円 (89%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

鳥獣の保護及び管理等に関する法体系は下記のとおりである。

記

鳥獣保護法

(基本指針)

第3条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

(鳥獣保護区)

第28条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
 - 二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域
- 2 前項の規定による指定又はその変更は、鳥獣保護区の名称、区域、存続期間及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定めてするものとする。

(「鳥獣保護法」抜粋)

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針 (国)

第一 (省略)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、都道府県知事が指定する鳥獣保護区(以下Ⅲにおいて「鳥獣保護区」という。)、特別保護地区(以下Ⅲにおいて「特別保護地区」という。)及び休猟区に関する事項として、以下の事項を盛り込む。

1 鳥獣保護区指定の目的と意義

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

2 鳥獣保護区の指定方針

鳥獣保護管理事業計画の作成に当たっては、地域の実情に応じ、以下のような観点から計画期間を通じた鳥獣保護区の指定に関する中長期的な方針を明記する。また、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応する。鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、環境大臣が指定する鳥獣保護区及び特別保護地区の指定の計画との整合性に留意するとともに、鳥獣保護区等の保護に関する指針においては、1に示した鳥獣保護区指定の目的と意義を踏まえ、鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた保護に関する指針を明確に示す。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 (省略)

2 放鳥獣等

(1) 鳥類

ア 基本的考え方

狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、放鳥の効果が認められ、放鳥計画を作成した場合には、同計画に基づき必要な個体数を放鳥できる。

また、その際、猟区制度の積極的な活用を図る。放鳥を取りやめる場合は、当該鳥類の保護規制の活用等により、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。

イ 放鳥の取扱い

1) 放鳥する鳥類の種類及び数量

放鳥する鳥類の種類については、ヤマドリ、キジ等とし、外来鳥獣等を除く。数量については、鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。

2) 放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意する。

- ① 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施して、放鳥効果の分析を行う。
- ② 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査する。
- ③ 放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行う。
- ④ 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しない。
- ⑤ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせについて検討する。
- ⑥ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」抜粋)

第12次鳥獣保護管理事業計画（岡山県）

第一（省略）

第二 鳥獣保護区、特別保護区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指針移管する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、狩猟鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生活環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。本件の鳥獣保護（県指定）は、第11次鳥獣保護管理事業計画期間終了時点で65箇所、26,608haを指定している。

一方、中山間地域等においては、過疎化、高齢化、耕作放棄地の増加といった社会・経済活動や生息環境の変化など様々な要因から、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル及びカワウ等による農林水産被害が依然として深刻な状態にあり、鳥獣保護区の指定による被害の増大等を懸念する声があるのも実情である。

このため、鳥獣の適切な保護を図り、生物多様性の保全に資するため、環境大臣の定める基準により、第1次～第11次鳥獣保護管理事業計画において指定してきた鳥獣保護区を極力更新することを原則とするが、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意する。

なお、指定期間は、原則10年とする。

②（省略）

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1（省略）

2 放鳥獣

(1) 方針

第11次鳥獣保護管理事業計画期間中には、人工増殖したキジについて孵化後120日令以上のものと成長を合わせて11,570羽放鳥した。本計画期間中においても、次の点に留意しながら、7,000羽放鳥する。

- ・放鳥場所は、キジの生息及び繁殖の環境等を考慮しつつ、鳥獣保護区等から選定する。
- ・放鳥後の定着状況を把握するため、放鳥するキジには標識を付し、標識回収による追跡調査を実施する。
- ・高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、キジ生産者に対して衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともにそれらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性を検討する。

(2) (省略)

(「第12次鳥獣保護管理事業計画」6頁抜粋)

本事業は、鳥獣保護法及び環境省が策定した鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を受けて、岡山県が作成した第12次鳥獣保護管理事業計画に基づいて、鳥獣保護区の管理、キジの放鳥等を行うことを目的とするものであり、その事業目的は法律および基本計画に合致する。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、放鳥事業の委託に関する資料を確認したところ、かかる委託事業は随意契約（委託予定金額：775万7750円）であり、委託先は一般社団法人岡山猟友会とされていた。

なお、随意契約とされた理由について、キジの生産及び放鳥について専門的な知識が必要とされていること、委託先は昭和39年から放鳥事業を実施しておりキジの人工増殖や生息適地等を熟知しているため、本事業を遂行できる唯一の業者である旨の説明がなされていた。また、見積書は委託先からの見積書のみ存在を確認した。

この点、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域に制札や案内板を設置することとキジの放鳥をすること等であり、事業目的に沿うものである。

したがって、本事業の有効性の評価をBとした。

ただし、監査の過程において、平成30年度から令和2年度までのキジの生息数の推移について確認したところ、不明であるとの回答がなされているが、放鳥事業については、その成果の検証のため、キジの生息数を確認することは重要であると思われることから、キジの生息数の確認については検討することが望ましい。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

1.1 愛鳥思想普及事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	愛鳥思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間に愛鳥ポスターコンクールを実施するとともに、野鳥の森の管理等を実施する。		
事業内容	(1) 愛鳥ポスターコンクールの開催 岡山県が実施する。 (2) 大平山野鳥の森の維持管理 瀬戸内市又はその売却先に業務委託する。 (3) 日本鳥類保護連盟岡山支部活動の補助 日本鳥獣保護連盟実施主体の事業に補助		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，第12次鳥獣保護管理事業計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	47万円	令和2年度決算 (執行率)	37万4000円 (79%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

鳥獣保護の普及啓発について、環境省が策定した「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」及び岡山県が策定した「第12次鳥獣保護管理事業計画」において、下記のとおり、規定されている。

記

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（国）

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。

また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、

生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

(「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」抜粋)

第12次鳥獣保護管理事業計画（岡山県）

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及など

① 方針

野鳥保護の一環として、愛鳥週間を活用して広く野鳥保護思想の普及啓発を図る。

② 事業の年間計画

(第30表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
広報活動	←→						←→							各地域野鳥の会の協力
人とみどりや野鳥の集い	←→													
県内各地探鳥会	←→						←→							
愛鳥作品の募集	←→													
愛鳥作品の展示				←→										

(「第12次鳥獣保護管理事業計画」32頁抜粋)

本事業は、鳥獣保護管理事業計画及び第12次鳥獣保護管理事業計画が定める鳥獣の保護及び管理について普及啓発を行うものであり、法令等の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、大平山野鳥の森維持管理の委託に関する資料を確認したところ、かかる委託事業は随意契約（委託予定金額：9万5938円）であり、委託先はベネフィットホテル株式会社であった。

なお、随意契約とされた理由について、委託先である事業者は野鳥の森に隣接する岡山いこいの村の運営を行っており、これまで業務委託していた瀬戸内市から野鳥の森管理業務を受託していた実績もあり、本事業者以外本業務を実施できる団体はない旨の説明がなされていた。また、見積書は同社からの見積書のみ確認した。

この点、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

監査の過程において、令和2年度の愛鳥ポスターコンクールの開催実績を確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

募集期間：令和2年4月1日から同年6月15日

審査会：令和2年6月30日

応募点数：456点（うち入賞点数27点）

以上

また、令和2年度の負担金、補助金及び交付金の支給実績について確認したところ、下記のとおり、回答を得た。

記

補助金名：岡山県鳥獣保護普及促進事業費補助金

支出先：日本鳥類保護連盟岡山県支部

補助金額：13万5000円

以上

この点、公益財団法人日本鳥類保護連盟の目的及び事業活動は、下記のとおりである。

記

活動目的

当連盟は、鳥類をはじめとする野生生物の保護を広く普及するとともに、その保護を推進し、生物多様性の保全に貢献することを目的としています。

活動概要

1. 鳥類等の野生生物保護及び自然保護を推進するための普及啓発活動に関すること。
2. 鳥類等の野生生物保護にかかわる調査研究に関すること。
3. 希少な鳥類等の保護の推進に関すること。
4. 鳥類等の野生生物保護に係る個人及び団体による功労の表彰に関すること。
5. 鳥類等の野生生物保護にかかわる国際協力に関すること。

以上

本事業の内容や委託先の性質を踏まえると、本事業の内容は、事業目的を達成するための事業といえることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

12 鳥獣生息調査事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	県下に生息又は飛来する野生鳥獣の現状を明らかにし、今後の鳥獣の保護及び鳥獣保護行政の基礎資料とする。		
事業内容	<p>(1) 鳥獣生息分布調査事業 鳥獣保護区等において、生息・飛来する野生鳥獣の状況を調査する。</p> <p>(2) ガン・カモ科鳥類生息調査事業 ガン・カモ類個体数の全国一斉定点調査及び鳥インフルエンザ早期発見のための定期的な糞便調査を行う。</p>		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，第12次鳥獣保護管理事業計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	56万7000円	令和2年度決算 (執行率)	47万1000円 (83%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

鳥獣生息調査について、鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針及び第12次鳥獣保護管理事業計画において、下記のとおり、規定されている。

記

鳥獣保護法

(調査)

第78条の2 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況，その生息地の状況，鳥獣による生活環境，農林水産業又は生態系に係る被害の状況その他必要な事項について定期的に調査をし，その結果を，基本指針の策定又は変更，鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更，この法律に基づく命令の改廃その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

(「鳥獣保護法」抜粋)

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（国）

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、法第78条の2に基づく調査として、鳥獣の生息の状況の調査に関する以下の事項を参酌して盛り込み、実施する。

1 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥獣生息分布等調査

都道府県に生息する鳥獣の種類、生態、分布、繁殖の状況、出現の季節等を継続的に調査する。保護及び管理を図る上で、特に重要な種については、最新の調査に基づく鳥獣生息分布図を作成する。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

都道府県に所在する鳥類の主な渡来地について、種別の生息数や飛来時期等、その越冬状況を明らかにするため、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査を実施する。本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに熟練したボランティア等を活用する等により、調査精度の向上に努める。

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による、生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。狩猟による捕獲数の多いキジ・ヤマドリについては、出合い数調査を継続して生息数の変化を把握する。キジ・ヤマドリについて放鳥する個体に標識を付して、放鳥による効果を測定し、当該地域での定着状況を調査する。ヤマシギ等、生息数の減少が懸念される狩猟鳥獣については、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。指定管理鳥獣である狩猟鳥獣は、狩猟による捕獲の結果を個体数推定の基礎情報として活用する。

(4) 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査

第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の生態の基礎調査、捕獲等情報調査、密度指標調査及び被害状況調査を行う。指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあつては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。

（「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」抜粋）

第12次鳥獣保護管理事業計画（岡山県）

第七 鳥獣の生息の状況の貯砂に関する事項

1 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況

等を把握し、鳥獣の保護対策、捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資するものとする。調査の実施にあたっては、関係団体等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努める。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

鳥獣の保護繁殖及び生育環境の整備に資するため、野生鳥獣の生息状況を把握する。

(2) 鳥獣生息分布調査

必要に応じて、関係団体等の協力を得て、既存資料や捕獲報告書等の活用、アンケート調査・聞き取り調査及び現地調査等により、主要な鳥類及び獣類の種類分布状況、繁殖状況等について把握する。

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

(第21表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内の渡来地 15 箇所 (児島湖・阿部池, 百間川, 錦海, 旭川ダム, 日生諸島, 玉島・水島沖, 笠岡湾干拓地, 新成羽川ダム, 美穀湖, 湯原湖, 深山公園, 旭川, 吉井川, 日子木大池, 寄島干拓地)	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	毎年現地において、種類別の生息数調査を行う。 一斉調査：1月中旬 (全国一斉調査日)	調査の保護区等指定状況 鳥獣保護区 6 箇所 特定猟具禁止区域 (銃猟) 7 箇所 その他 2 箇所

(4) 狩猟鳥獣生息調査

(第21表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容・調査方法	備考
主な狩猟鳥獣	平成 29 年度 ～ 平成 33 年度	狩猟者の捕獲報告にあるメッシュ番号により狩猟鳥獣の捕獲位置を示し、分布や密度を指定して、鳥獣の管理の基礎資料とする。 イノシシ、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づくモニタリング調査及び出猟カレンダー調査を実施する。	

(「第12次鳥獣保護管理事業計画」25頁から26頁抜粋)

本事業は、鳥獣保護法、鳥獣保護管理事業計画及び第12次鳥獣保護管理事業計画が定める鳥獣の生息の状況等の調査を行うものであり、法令等の趣旨に適うものである。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、鳥獣生息分布調査事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業は随意契約（委託先：日本鳥類保護連盟岡山県支部、委託金額：17万8800円）とされていた。

また、ガン・カモ科鳥類生息調査事業の委託に関する資料を確認したところ、本事業も随意契約（委託先：日本鳥類保護連盟岡山県支部、委託金額：29万1665円）とされていた。

この点、いずれの委託金額も、県財務規則が定める金額よりも低額であったため、少額随意契約であった。

また、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定されるとき。」といえる。

以上の点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

本事業の内容は、①鳥獣保護区等において、生息・飛来する野生鳥獣の状況を調査すること及び②ガン・カモ類個体数の全国一斉定点調査及び鳥インフルエンザ早期発見のための定期的な糞便調査を行うことにあり、その事業内容は、事業目的に沿うものであることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

13 野生鳥獣保護管理対策事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>岡山県では、国のレッドリストに「別滅のおそれのある地域個体群」と位置づけられた東中国地域（岡山，兵庫，鳥取）に生息するツキノワグマを対象として、保護計画を策定し、各種対策に取り組んでいる。</p> <p>ツキノワグマについては平成12年度から取組を始め、24年度からは「県民の安全・安心の確保を第一に、併せて地域個体群の安定的維持を図ること」を目標として、生育状況の調査や捕獲管理、被害防止対策の普及啓発等に努めている。</p> <p>また、近年野生鳥獣が市街地に頻繁に出没しており、人身被害や生活環境被害のおそれが高まっていることから、野生動物の専門家による研修会を実施し、捕獲技術や対応ノウハウの向上を図る。</p>		
事業内容	<p>(1) 野生鳥獣保護管理対策事業 (公益財団法人岡山県環境保全事業団に委託) 地域住民等からのクマの出没情報に基づき、現地調査を行い、保護対策を検討し、関係者にその対策を指導する。 また、ワナ等に誤捕獲されたクマを、不動化して個体の調査（生態調査）を行い放獣する。 さらに、調査結果を保護計画に反映させるため、野生鳥獣保護管理対策協議会において対策の効果等を検証する。</p> <p>(2) 野生鳥獣市街地出没対策 市街地に出没するサル等の対策のため、地域住民への啓発を行うほか、出没時の適切な対策のため専門家等による研修会を実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，ツキノワグマ保護計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	524万4000円	令和2年度決算 (執行率)	524万4000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A **B** C D】

ツキノワグマの保護について、鳥獣保護法，岡山県が作成した「ツキノワグマ保護計画」において、下記のとおり、規定されている。

記

鳥獣保護法

(第一種特定鳥獣保護計画)

第7条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣（以下「第一種特定鳥獣」という。）の保護に関する計画（以下「第一種特定鳥獣保護計画」という。）を定めることができる。

2 第一種特定鳥獣保護計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第一種特定鳥獣の種類

二 第一種特定鳥獣保護計画の計画期間

三 第一種特定鳥獣の保護が行われるべき区域

四 第一種特定鳥獣の生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他第一種特定鳥獣の保護の目標

五 その他第一種特定鳥獣の保護を図るための事業を実施するために必要な事項

(鳥獣保護法抜粋)

ツキノワグマ保護計画

1 計画策定の趣旨及び背景

(1) 趣旨

ツキノワグマによる人身被害・精神被害の回避や農林業被害の軽減を図りながら、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的維持をめざし、科学的かつ計画的な保護を行うことによって、人とツキノワグマの棲み分けによる共存の実現を図ることを目的とする。なお、この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条第1項の規定に基づき、第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ保護計画）として策定するものである。

(2) 背景（省略）

2～6（省略）

7 保護の目標

県民の安全・安心の確保を第一に、併せてツキノワグマの地域個体群の安定的維持を図る。

8 目標を達成するための施策の基本的な考え方

保護の目標を達成するため、地域住民、農林業者、市町村など地域の幅広い関係者の理解・協力のもとに、人身被害防止対策及び農林業被害防止対策を積極的に推進し、県民の安全と安心の確保を図りながら、専門家による科学的知見を踏まえ、生息環境の整備やクマに関する正しい知識の普及啓発活動等に努める。

ガイドライン等を踏まえ、東中国地域個体群のツキノワグマは当面絶滅のおそれはない状態であると考えられることから、狩猟による捕獲禁止を17年ぶりに解除する。

なお、乱獲による急激な生息数の減少を避けるため、当面、一定の制限を設けることとする。

また、県内に生息するクマは東中国地域個体群の一部を構成するものであることから、主たる分布域を抱える兵庫県や鳥取県との円滑な連携に努めることとする。

9 捕獲等に関する事項

(省略)

10 生息地の保護及び整備に関する事項

(省略)

11 被害防止対策に関する事項

クマが生息する地域の住民や入山者などに対する人的被害を防止するとともに、農林業被害を最小限にとどめるため、市町村や地域住民等の理解と協力の下に、次のとおり被害防止対策を推進する。

また、クマが出没した場合は、出没対応基準により対応する。

(1) 精神被害・生活被害の防止

クマが出没した原因を明らかにし、その原因を早期に取り除くことによりクマの執着を未然に防ぎ、周囲の集落や耕作地など人の生活圏内にクマを誘引しないよう、次のような対策を講じる。

ア クマを人里や観光地などに誘引する原因の一つとなる生ゴミなどの処理を適切に行うよう、住民、事業者及び入山者に対して普及啓発を行う。

イ 放置されたカキやクリなどはクマの餌木となるため、人家周辺の利用されていない木はできるだけ伐採するか、クマが木に登れないよう、地域全体で木の周りに囲いをしたり幹にトタンなどを巻くよう指導する。

ウ 栽培作物や養蜂巣箱に執着する個体を生み出さないよう、恒常的に出没が確認されたり被害が発生する地域については、効果的・効率的な電気柵の設置を進める等防護の徹底を指導する。また周囲の藪を刈り払い見通しをよくする等、クマの出没しにくい環境を整備する。

(2) 人身被害の防止

クマとの不測の遭遇による事故などを回避するために次のような対策を講じる。

- ア クマの生息地域へ行く林業従事者や入山者などには、クマに遠く離れた場所から人の存在を認知させ、不意の接近を予防するための鈴、ラジオ等の携帯を奨励する。また、不意に遭遇したときのための撃退スプレーや、非常時に連絡が取れるよう携帯電話や無線機を準備する、複数で行動する等の十分な注意の啓発を図る。
- イ クマの接近・出没情報が寄せられた場合には、地元市町村を通じ速やかに広報を行うとともに、児童生徒に登下校時に鈴を携行させるなど、身の安全を確保するための措置を奨励する。
- ウ 狩猟によるクマの捕獲にあたっては、狩猟者に対して安全講習会等を実施し、事故の防止を図る。

(3) 被害防止体制の整備

- ア 県庁内関係部局等において、被害防止対策に係る情報を共有するなど連携を強化するために、ツキノワグマ被害防止対策会議を設置する。
- イ 出没が多い美作県民局において、現場対応力を強化するため、管内の市町村、警察署及び県の相互連携による美作地域ツキノワグマ現地対策マトリックスを組織し、緊急に捕獲しなければならない事態が生じたときなどに備え、体制を整備する。また、他の県民局にあっても、関係機関による連絡会議の開催等、出没状況に応じた体制の構築を図るものとする。
- ウ クマの執着を早期に防ぐ対策が取れるよう、地域、市町村、県の連携を密にし、迅速な出没情報の収集に努めるとともに情報の共有に努める。
- エ 有効な被害防止対策に関する情報の収集に努めるとともに、これらの採用についても検討し、配備・普及を図る。
- オ ブナ、ミズナラ、コナラ等のブナ科堅果類の豊凶調査の実施により秋季の出没予想を行い、大量出没に備えた早期の対策を実施する。
- カ 出没への迅速な対応を図るため、必要に応じ県から関係市町村へ有害鳥獣捕獲許可権限の移譲を検討する。

1.2 普及啓発・広報活動に関する事項

クマの保護の適正な推進や被害防止のためには、地元市町村や地域住民はもとより、県民の理解と協力が不可欠である。このため、県、市町村及び関係者が協力して、正しい知識の普及啓発、的確な情報の伝達など次のような広報活動を継続的に推進する。

(1) 県民の理解と協力

- ア 保護や被害防止に関して、県民の幅広い理解と協力を得るために、県の広報媒体の活用、ホームページの開設等を行う。
- イ 残飯や空き缶などの適切な処理、不意の出会いの際の対処法などを記したパンフレットの入山者、観光客への配布、さらに要所へ注意事項を示した標識、説明板等

を設置し、クマに対する正しい理解と協力を推進する。

(2) 地域内での情報の周知

ア クマの出没が多い地域の住民など関係者を対象とした保護対策や被害予防に関する出前学習講座等の説明会の開催及びクマの生態情報や被害防止対策を記したパンフレットや広報誌を配布し、地域内での対策について普及啓発を図る。

イ クマの出没情報が寄せられた場合は、市町村広報車、防災無線、ケーブルテレビ等を活用し、付近の住民や農林業者等に対する被害防止のための情報の的確かつ迅速な広報に努める。

1.3 その他保護のために必要な事項

(1) 錯誤捕獲の防止

狩猟者に対し、イノシシなどを捕獲することを目的としたわなによる錯誤捕獲防止のため、鳥獣保護管理法第12条第1項第3号及び同法施行規則（平成14年環境省令第28号）第10条第3項に定める禁止猟法の遵守や設置方法等について指導を行う。

(2) モニタリング等の調査研究

調査研究機関に委託して、クマの生息域や繁殖等の生態を調査する。調査は、学術研究等のために捕獲した個体又はくくりわな等により錯誤捕獲された個体にマイクロチップ、耳標を装着して行うとともに、殺処分された個体についても可能な限り生態把握に努めるものとする。また、これまで蓄積されてきたモニタリングデータを基に、統計手法を用いて生息数の推定を実施する。こうした調査結果等により、兵庫県、鳥取県と連携し、東中国地域個体群全体の生息状況の把握に努めるものとする。(3) 計画の実施体制

ア クマの農地、人家周辺等への出没状況に応じた情報の速やかな収集連絡体制、出没状況の調査、被害防止対策、有害捕獲許可に係る対応及び錯誤捕獲時の対応等については、「ツキノワグマ出没対応マニュアル」において定める。

イ 本計画を円滑に推進するため、また、個体群の状況変化の分析・評価を行うため関係機関、学識経験者等で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」を設置する。

(4) 人材の育成

本計画を実施するためには、クマ出没情報への適切な対応を行うとともに、地域住民はもとより幅広い関係者との相互理解と協力を得ることが不可欠である。行政・関係者・住民がお互いに正確な情報を共有できる体制を整備し、連携を密にして合意形成を図りながら各施策を推進する必要がある。このため、県では、人と野生鳥獣を総合的にコーディネートし、安全かつ適切な現地対応を実施、指導できる人材として、引き続き特定鳥獣専門指導員を配置し、国が行う研修会や近隣県で実施される研修に県及び市町村等の職員が参加することにより人材の育成に努める。

(5) 隣接県間の連携強化等

本計画を推進していく上で、東中国地域個体群を構成する鳥取県、兵庫県と以下の取組みについて検討するなど、円滑な連携に努める。

(「ツキノワグマ保護計画」1頁，7頁から12頁抜粋)

本事業は、東中国地域（岡山，兵庫，鳥取）に生息するツキノワグマの保護計画に基づき各種対策（具体的には「県民の安全・安心の確保を第一に，併せて地域個体群の安定的維持を図ること」及び野生動物の専門家による研修会を実施し，捕獲技術や対応ノウハウの向上を図ること）を実施することを目的とするものであり，法令及びツキノワグマ保護計画の趣旨に適うものである。

このように，本事業について，法令上の根拠を確認することができた。

その他，本事業の財務事務の執行について，問題となる点は認められなかったため，本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は，①クマの出没情報に基づき，現地調査を行い，保護対策を検討し，指導すること，②ワナ等に誤捕獲されたクマを，不動化して個体の調査（生態調査）を行い放獣すること，③調査結果を保護計画に反映させるため，野生鳥獣保護管理対策協議会において対策の効果等を検証すること及び④市街地に出没するサル等の対策の啓発を行うほか，出没時の適切な対策のため専門家等による研修会を実施することにある。

監査の過程において，研修会や野生鳥獣保護管理対策協議会の開催実績を確認したところ，令和2年度において，上記会議はいずれも実施されていたことを確認した。

また，クマの出没情報に基づく現地調査を行うとともに，保護対策を検討し，関係者にその対策を指導すること及びワナ等に誤捕獲されたクマの個体の調査（生態調査）等については，ツキノワグマ保護計画の内容を実施するものである。

これら他の点を考慮して，本事業の内容は，ツキノワグマ保護計画等の目的を達成するものと判断し，事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算の段階では，野生鳥獣市街地出没対策研修会について，民間のホテル等を利用することが想定されているものの，執行の段階では参加者の利便性等を考慮して，会場を選定しており，必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであった。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため，その評価をBとした。

ただし，会場の選定に当たっては，同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

14 ツキノワグマ等被害防止強化促進事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	岡山県では、平成12年からツキノワグマ保護管理計画を策定し、狩猟による捕獲を禁止するなど保護を行った結果、クマの生育数は回復傾向にあるが、一方で、人里に出没するクマも増加しており、人身被害の危険が高まっているほか、人との軋轢が深刻化している。このため、県民の安全・安心を第一に、クマの地域個体群の安定的維持を図るため、被害防止対策を強化する。		
事業内容	<p>(1) 特定鳥獣専門指導員の配置（5名） 令和元年に新たに勝央に配置した1名を含む5名を県北地域に配備し、増加・広域化する出没に迅速に対応する。</p> <p>(2) 他県との広域連携 ア 特定鳥獣専門指導員の研修 他県の専門員と連携して研修を実施し、スキルアップを図る。 イ 近畿北部・東中国ツキノワグマ広域保護管理協議会における、広域保護管理指針策定に向けた情報共有・管理協議会（京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県）において「広域ツキノワグマ捕獲登録システム」の構築・運用を通じ、「広域保護管理指針」の策定を目指す。</p> <p>(3) 有害捕獲・錯誤捕獲対策の強化 人里に出没する危険個体を捕獲するため、クマ専用の捕獲檻を追加配備</p> <p>(4) 被害防止対策の強化 迅速な対応を図るため、出没市町村による住民への注意喚起、対応対策を強化する。効果的な被害対策のモデルとするため、地域ぐるみで不要果樹の伐採やトタン巻きなどの被害対策を実施</p> <p>(5) 生息状況調査の実施 クマの生息動向を把握するため、GPSによる行動追跡調査及び推定生息数調査を実施</p>		
法令・条例・要綱等	鳥獣保護法，鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針，ツキノワグマ保護計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	303万9000円	令和2年度決算 (執行率)	303万9000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A **B** C D】

本事業は、前項において検討した「13 野生鳥獣保護管理対策事業」の一環として、特に重点的に取り組むべき事業としてツキノワグマ等被害防止強化の促進を図るものである。

本事業の内容として、①特定鳥獣専門指導員の配置、②他県との広域連携、③有害捕獲・錯誤捕獲対策の強化、④被害防止対策の強化及び⑤生息状況調査の実施の事業が掲げられているところ、これらはいずれも前記ツキノワグマ保護計画に掲げられた事業である（①は「13 その他保護のために必要な事項」の「(4) 人材の育成」、②は13の「(5) 隣県間の連携強化」、③は13の「(1) 錯誤保護の防止」、④は「11 被害防止対策に関する事項」及び⑤は13の「(2) モニタリング等の調査研究」に指摘されている。）。

このように本事業の目的は、ツキノワグマ保護計画の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、特定鳥獣専門指導員に対する報酬の支払調書等を確認したところ、支出の事務に関して、問題となる点は認められなかった。

以上を考慮して、財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は①ツキノワグマの出没に迅速に対応するため特定鳥獣専門指導員を県下に5名配置すること、②他県との広域連携を図るため、特定鳥獣専門指導員の研修に参加するとともに広域保護管理指針の策定を目指すこと、③人里に出没する危険個体を捕獲するため、クマ専用の捕獲檻を追加配備、④被害防止対策の強化を図るため、地域ぐるみで不要果樹の伐採やトタン巻きなどの被害対策を実施及び⑤クマの生息動向を把握するため、GPSによる行動追跡調査及び推定生息数調査を実施することにある。

上記の事業内容は、いずれもツキノワグマ保護計画に定められた内容を実行するものであり、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A **B** C D】

事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、事業の効率性の評価をBとした。

15 外来生物被害防止対策事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	外来生物は県民の安全や日常生活に関係の深い問題であり，問題解決のためには県民ひとり一人の正しい理解と適切な対応が求められていることに鑑み，外来生物による生態系及び県民への被害の拡大防止を図るため，国・市町村等と連携を図り，県民への普及啓発に取り組むとともに，必要に応じて，具体的な対策等を行う。		
事業内容	<p>(1) 自治体向け講習会 自治体などを対象に，外来種に係る知見を高めるための専門家を招いた講習会を開催する。</p> <p>(2) 普及啓発事業 自治体が開催する環境フェア等において，外来種に関する専門的な知見を有する者の派遣等により普及啓発を実施する。</p> <p>(3) 水島港モニタリング調査 平成29年からヒアリ及びアカカミアリが発見された水島港において，環境省が実施するコンテナヤード内での調査を補完する形で，ヤード周囲のモニタリング調査を委託実施する。</p>		
法令・条例・要綱等	外来生物法，自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	124万3000円	令和2年度決算 (執行率)	44万円 (35%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

平成17年6月に外来生物法が施行され，国において，生態系，人の体・生命，農林水産業に悪影響を及ぼす外来生物を特定外来生物として指定し，飼育，販売，輸入などを規制するとともに防除などを行っている。

また，岡山県は，外来生物について，自然保護条例及び自然保護基本計画において，下記のとおり定めている。

記

自然保護条例

(移入種に関する施策等)

第12条 県は，県内にその本来の生息地又は生育地を有する動植物（動物の卵及び植

物の種子を含む。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある種(以下この条において「移入種」という。)が、地域の生態系等に及ぼす影響についての県民の理解を深めるため、移入種の個体の生息又は生育の状況その他移入種に関し必要な情報を提供するよう努めるものとする。

2 何人も、移入種をみだりに放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

(「自然保護条例」抜粋)

自然保護基本計画

○ 特定外来生物防除対策の推進(環境文化部)

特定外来生物について、国及び市町村との連携を密にし、その取扱いに関する普及啓発を推進するとともに、分布情報の収集に努め、その効果的な防除方法についての情報提供を行います。また、対策が必要とされる地域について、様々な主体との連携により、排除又は影響の低減を図る取組を促進します。

○ 外来生物の取扱い等についての広報・啓発活動(環境文化部)

ホームページや各種普及啓発資料の作成、外来生物対策PR隊による出前講座の開催を通じた啓発をはじめ、学校、地域などあらゆる機会に、広報活動を推進し、特に「入れない・捨てない・拡げない」といった「外来生物被害予防三原則」を県民一人ひとりが実践するよう啓発を促進します。

また、自然保護推進員などと連携し、地域で普及啓発を行う人材の確保に努めます。

(「自然保護基本計画」31頁抜粋)

本事業は、外来生物による生態系及び県民への被害の拡大防止を図るため民への普及啓発に取り組むとともに、必要に応じて、具体的な対策等を行うことを目的としており、かかる目的は、上記自然保護条例12条の趣旨に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

その他、監査の過程において、財務事務の執行について問題となる点は認められなかったため、本事業の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、①自治体等を対象に外来種に係る知見を高めるための専門家を招いた講習会を開催すること、②外来種に関する専門的な知見を有する者の派遣等により普及啓発を実施すること及び水島港において、ヤード周囲のモニタリング調査を委託実施することにある。

監査の過程において、令和2年度の自治体向け講習会の開催実績及び普及啓発事業の開催実績を確認したところ、令和2年度はいずれも新型コロナウイルス感染症の影響

で開催を見合わせたとのことであった。

また、令和2年度の水島港モニタリング資料を確認したところ、令和2年度は下記のとおり、調査が実施されたものの当該調査においては、ヒアリ等の外来生物は発見されなかったとのことであった。

記

令和2年度 春季調査

- (1) 調査日 令和2年6月2日（火曜日）
- (2) 調査方法 誘引餌の設置
- (3) 設置数 180箇所
- (4) 設置場所 水島国際コンテナターミナル外周の道路等の公有地
- (5) 設置方法 概ね10m間隔で誘引餌を設置

令和2年度 秋季調査

- (1) 調査日 令和2年11月4日（水曜日）
- (2) 調査方法 誘引餌の設置
- (3) 設置数 200箇所
- (4) 設置場所 水島国際コンテナターミナル外周の道路等の公有地
- (5) 設置方法 概ね10m間隔で誘引餌を設置

以上

この点、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、講習会等を不開催とすることはやむを得ないことを考慮して、令和2年度における事業の有効性の評価をBとした。ただし、ウェブ会議が一般的になりつつある現状を踏まえると、県においても、ウェブ会議等による会議の開催を積極的に進めることを検討すべきである。

【事業の効率性 A **B** C D】

予算の段階では、自治体向け講習会について、民間のホテル等を利用することが想定されているものの、執行の段階では参加者の利便性等を考慮して、会場を選定しており、必ずしも民間のホテルを利用するわけではないとのことであった。

このように事業の効率性については直ちに問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

ただし、会場の選定に当たっては、同じ目的を達成するために安価な会場の選定等を検討すべきである。

16 自然環境保全推進事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	環境緑化樹木管理事業として、昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理、緑の募金による寄付金活動の実施及び各種さくら振興事業の推進、桜の育成、保護管理等を行うこと。		
事業内容	<p>(1) 環境緑化樹木管理事業 昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理として、年2回、お手植え末とその周辺の病虫害防除、整松剪定等の業務を造園業者に委託する。</p> <p>(2) 公益社団法人岡山県緑化推進協会への加入 県内で唯一緑の募金による寄付金を用いて業務を行うことのできる公益社団法人岡山県緑化推進協会へ加入する。</p> <p>(3) 公益財団法人日本さくらの会への加入 各種さくら振興事業の推進、桜の育成、保護管理等を行う公益財団法人日本さくらの会への加入。</p>		
法令・条例・要綱等	自然保護条例		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	緑の募金総額：190万	2019年度達成状況	実施なし
令和2年度予算	158万9000円	令和2年度決算 (執行率)	158万9000円 (100%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B D】

本事業の目的について、岡山県のHPには「岡山県では、平成23年2月に策定した「自然保護基本計画」に基づき、あらゆる場所において緑の量と質の一層の向上を目指すため、緑の募金運動などに取り組むとともに、県民参加のみどりづくりを推進しています。」とあるところ、自然保護基本計画は下記のとおり定めている。

記

○全国植樹祭の開催を通じた緑化意識の醸成（環境文化部）

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う国土緑化運動の中心的行事「全国植樹祭」を、令和6（2024）年に本県で開催します。

この大会を通じて、県民の緑化意識の醸成を図り、多様で豊かな森林を守り育てる取組を進めます。

(「自然保護基本計画」31頁抜粋)

上記の自然保護基本計画の内容と本事業が目的とする①昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理、②緑の募金による寄付金活動の実施及び③各種さくら振興事業の推進、桜の育成、保護管理を実施することとは関連性がないとはいえないものの、直接的な関連性を認めがたいと思われる。

このように、本事業について、直接的な根拠を確認することができなかった。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、お手植え松の管理業務の委託契約等の資料を確認した。

本業務の委託契約は、随意契約（委託先：株式会社山都屋、委託金額：42万9000円）の方式でなされており、随意契約とした理由について、お手植え松の管理に当たっては、長く樹勢を維持させることが重要であることから、委託先の社員である樹木医による「樹木医診断」を行ってきたことを指摘したうえで、委託先が優れた専門的知識を有し、お手植え松の樹勢の経緯を熟知していることから、本事業を効果的に実施することができる唯一の団体であるとされていた。

この点、本事業の特徴を踏まえると、本事業の委託は「契約内容の特殊性により、相手方が特定される時。」といえるものである。

ただし、法令上の根拠を十分に確認することができなかった点を考慮して、本事業の財務事務の合規性の評価をCとした。

【意見5-1】本事業の目的と自然保護基本計画との関連性を明確にすべく、本事業が目的とする事業内容を自然保護基本計画に盛り込むことを検討すべきである。

前記のとおり、現在の自然保護基本計画から直ちに本事業が目的とする事業を直接導くことは些か困難と思われる。

本事業の予算執行額は約160万円であり、このような予算の執行を伴う事業である以上、民主的なコントロールを及ぼす必要がある。

しかしながら、本事業が目的とする事業と自然保護基本計画との関連性が必ずしも明確ではなかったことを踏まえ、本事業について自然保護基本計画等との関連性を明示する等の対応を検討すべきである。

【事業の有効性 A **B** C D】

本事業の内容は、①昭和天皇お手植えの松及び記念碑周辺の管理②公益社団法人岡山県緑化推進協会への加入することで緑の募金による寄付金を用いて業務を行うこと及び公益財団法人日本さくらの会への加入し、各種さくら振興事業の推進等を進めることにある。

なお、公益社団法人岡山県緑化推進協会の概要及び公益財団法人日本さくらの会の概要は、下記のとおりである。

記

公益社団法人岡山県緑化推進協会

設立：平成24年1月4日

所在地：〒700-0902

岡山市北区錦町1番8号 岡山県木材会館5階D号室

主な事業：緑の募金の実施，緑化の普及啓発，緑化事業等への助成，
みどりの少年隊の育成

役員：会長（代表理事）小野 康弘（岡山県森林組合連合会 代表理事会長）

副会長（理事）内山 淳（岡山県造園建設業協会 会長）

副会長（理事）高橋 邦彰（岡山県商工会議所連合会 専務理事）

理事：7名

監事：2名

（公益社団法人岡山県緑化推進協会HP参照）

公益財団法人日本さくらの会

設立：昭和39年9月29日

所在地：〒100-0014

東京都千代田区永田町二丁目17番5号 ローレル永田町419

主な事業：①さくらの愛護，植栽，普及事業
②啓発顕彰，さくらの保全，研究，相談，機関紙，資料等の編纂，発行
事業

③さくら交流事業

④さくらの植栽に関する資材及び出版物等の販売

⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

役員：会長 大島 理森（衆議院議長）

理事長 蓮實 進（元衆議院議員）

評議員 7名

理事 6名

監事 1名

（公益財団法人日本さくらの会HP参照）

監査の過程において，公益社団法人岡山県緑化推進協会の定款や事業報告書等を確認したところ，同協会の正会員には，岡山県のほか26の市町村が加入していることや同協会の活動として，①森林整備等緑化推進に関する普及啓発事業，②緑の募金事業，③緑化推進団体の育成事業がなされていることを確認した。

また，公益財団法人日本さくらの会の事業報告書等を確認したところ，同会の活動として令和2年度は，桜寄贈事業として岡山県に対して150本の桜の苗木が贈呈され

ていること及びさくら功労者として岡山県の団体が表彰されていることを確認した。

これらの事業内容は、本事業の目的や自然保護基本計画の内容に沿うものといえることから、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

事業の効率性については、特段問題となる点を認められなかったため、その評価をBとした。

17 みどりふれあい事業

(1) みどりふれあい(みどりの少年隊交流等)事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	地域において緑化活動を実施している「みどりの少年隊」の育成を図るため、みどりの少年隊交流集会及びみどりの少年隊指導者研修会を開催する。		
事業内容	下記の各会の開催を事業委託の方法で実施する。 記 (1) みどりの少年隊交流集会 参加者数：120名 日 時：令和2年8月 場 所：吉備少年自然の家 主 催：岡山県，公益財団法人岡山県緑化推進協会 (2) みどりの少年隊指導者研修会 参加者数：25名 日 時：令和2年6月 場 所：吉備少年自然の家 主 催：岡山県，公益財団法人岡山県緑化推進協会		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源（52万6000円），環境保全基金（75万6000円） 環境保全事業団支援金（10万円）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	138万2000円	令和2年度決算 (執行率)	29万9200円 (21%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B C D】

自然保護条例及び自然保護基本計画は，自然と県民のふれあいの場の確保及び自然保護に関する教育及び学習に関し，下記のとおり規定している。

記

自然保護条例

(自然との触れ合いの場の確保等)

第8条 県は，自然と県民との触れ合いを促進し，もつて，県民が自然の価値への理解を深め，自然と調和した行動をとるとともに，郷土の自然を愛する心を育むため，

県民等と連携して次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 自然と県民との触れ合いの場及び機会の確保
- 二 自然体験活動の指導者の養成及び資質の向上
- 三 自然体験活動を促進するために必要な体制の整備

(自然の保護に関する教育、学習等)

第九条 県は、県民が自然の保護についての理解を深めるとともに自然の保護に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、学校における環境教育等自然の保護に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

- 2 県は、自然の保護に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、自然の保護に関する必要な情報の提供、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

(「自然保護条例」抜粋)

自然保護基本計画

〇みどりの少年隊活動支援(環境文化部)

地域において緑化活動に取り組んでいるみどりの少年隊の活動への支援を継続して実施するとともに、交流集会を開催するなど活動の充実を図ります。

(「自然保護基本計画」34頁抜粋)

本事業は、「みどりの少年隊」の育成を図るため、みどりの少年隊交流集会及びみどりの少年隊指導者研修会を開催することを目的としており、上記自然保護基本計画の目的に適うものである。

監査の過程において、本事業の委託契約に関する書類を確認した。

本事業の委託契約は、随意契約(委託先:公益社団法人岡山県緑化推進協会、委託金額:138万1930円。ただし、みどりの少年隊交流会が中止されたため、委託金額は29万9200円に減額)の形式でなされていたところ、随意契約の理由として「(公社)岡山県緑化推進協会(以下「協会」という。)は、緑化の推進に取り組むとともに、これに係る県民の活動を広く支援することにより県土の緑化に寄与することを目的とした事業を行っている。また、緑の少年隊等県下の地域緑化団体を掌握し、緑のボランティア団体の指導育成についても、公共事業の一つに掲げており、協会に事業と一体的に実施することにより高い相乗効果が期待できる。」とされていた。

なお、本委託契約の見積書は、委託先からの見積書のみ確認した。

この点、委託事業の内容は、あくまで研修会等の運営をする業務であり、必ずしも専門性が高いとはいえないと思われるものの、みどりの少年隊交流会を実質的に機能させるためには公益社団法人岡山県緑化推進会の実施が重要であることから、本事業の財務事務の合規性の評価をBとした。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度のみどりの少年隊交流集会及びみどりの少年隊指導者研修会の開催実績を確認したところ、みどりの少年隊指導者研修会は、令和2年9月に開催されたものの、みどりの少年隊交流会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止せざるを得なかったとのことであった（なお、監査の過程において、みどりの少年隊指導者研修会の報告書等の資料を確認した。）。

この点、みどりの少年隊交流会は、参加者が100名を超える大会であること等を考慮すると、ウェブ会議等による代替は容易ではないと思われ、中止することもやむを得ないと思われる。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、上記のとおり、委託の内容を分割すること等で効率性を確保すべきであると思われるものの、現状では、事業の効率性について問題となる点を認めなかったことから、本事業の効率性の評価をBとした。

(2) みどりふれあい(みどりの大会開催)事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>県下のみどりの少年隊及び少年隊関係者に加え、一般県民にも参加を呼び掛け、植樹作業や木材等を活用した遊び、自然観察等の野外体験を通じて、森林をはじめとするみどりの大切さや身近な里山からもたらされる森の恵みについて親しみながら学ぶ。</p> <p>この事業を実施することで、時代を担う子どもたちが将来にわたって緑化への意識や本件の森林を守り育てていく心を育む契機とし、県民全体の緑化意識の醸成を図る。</p> <p>また、大会の開催を通して、みどりの少年隊の活動を広くPRする機会とするとともに、活動の活性化と隊の新規結成及び加入増加促進する。</p>		
事業内容	<p>緑化運動ポスター等の表彰行事及び野外体験活動等を通じ、みどりの少年隊及びその他参加の交流を深める大会を実施する。</p> <p>第1部 表彰行事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化関係表彰 ・みどりの少年隊活動発表 ・記念植樹、植樹活動 等 <p>第2部 交流大会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木工クラフト体験 ・植樹、野鳥等自然観察及びネイチャーゲームの実施 等 <p>展 示：緑化運動ポスター等入賞作品、森林や木材に関するパネル 参加者：みどりの少年隊、緑化関係者ほか県民 約500名 開催時期：令和2年10月上旬(秋のみどりの月間) 開催場所：未定</p>		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	おかやま森づくり県民税(395万1000円) 環境保全事業団支援金(29万円)		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	449万6000円	令和2年度決算 (執行率)	423万5000円 (94%)

(監査結果)

【財務事務の合规性 A B D】

自然保護基本計画は、「①指導者・ボランティアの育成の現状と課題」について、

「将来を担う子どもたちが、自然への関心や興味を持つことは、豊かな自然を将来に引き継いでいくための第一歩です。」（同計画34頁）と指摘し、具体的な取組を下記のとおり掲げている。

記

○みどりの大会の開催（環境文化部）

みどりの大切さや将来にわたって守り育てていく心を学び育む契機とし、緑化運動の高揚を図るため、みどりの少年隊や緑化関係者をはじめ広く県民が参加するみどりの大会を開催し、野外体験活動等を通じた交流を推進します。

（「自然保護基本計画」31頁抜粋）

本事業は、みどりの大会の開催を通して、みどりの少年隊の活動を広くPRする機会とするとともに、活動の活性化と隊の新規結成及び加入増加促進すること等を目的としており、上記自然保護基本計画の目的に適うものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、本事業の委託契約に関する書類を確認した。

本事業の委託契約は、随意契約（委託先：公益社団法人岡山県緑化推進協会、委託金額：423万5000円）の形式でなされていたところ、随意契約の理由として「（公社）岡山県緑化推進協会（以下「協会」という。）は、緑化の推進に取り組むとともに、これに係る県民の活動を広く支援することにより県土の緑化に寄与することを目的として設立され、県や市町村をはじめ、林業、農業、商工関係の団体や様々な企業等により構成されている。また、当該協会は、法律の規定により緑の募金を用いた森林整備事業を実施することができる県内唯一の団体に指定されており、協会の事業と一体的に実施することで高い相乗効果が期待できる等、当該業務の企画・運営に精通している唯一の団体である。」とされていた。なお、本委託契約の見積書は、委託先からの見積書のみ確認した。

確かに、岡山県緑化推進協会は、緑の募金を実施することができる県内唯一の団体であることは事実であり、同協会と大会を一緒に実施することで相乗効果が高いと思われる。

次に、過去の包括外部監査における指摘について、検討がなされているかについて検討する。

平成27年度包括外部監査報告書「委託料に関する財務事務の執行について」において、下記の指摘がなされている。

記

イ 指摘事項

（ア） 協賛金等の収支計上

当該事業の実施のための財源として、県からの委託費のほかに（公財）岡山県環境

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

保全事業団から100,000円の協賛金及び参加申込者からの負担金14,100円（@300円/人×47名）を受領し、当該事業の経費の用途に使用されているが、委託先事業者から入手している当該事業の収支決算において、以下のとおり、当該協賛金の収入計上がなされていない。

【収支決算】

区分	金額（円）	摘要
(収入)		
県委託費	756,000	
収入計	756,000	
(支出)		
報償費	144,000	真庭観光連盟
旅費	77,825	少年隊指導者等旅費
食糧費	131,201	高原荘での食事代
図書等購入費	7,591	研修資材
物品購入費	23,976	ペナント

区分	金額（円）	摘要
印刷製本	12,299	研修資料作成（事務所コピー料金）
保険料	36,408	傷害保険等
宿泊費	308,000	施設使用料
事務費等	14,700	事務用品費，通信費等
支出計	756,000	

県との委託契約では、収入が経費を超過した場合は超過分を返金する精算方式が採用されている。上表のとおり、当該事業の収支決算は県からの委託による収入と支出が均衡している決算となっているため、協賛金収入100,000円及び参加申込者負担金14,100円を計上すると、収入が114,100円増加することになる。

県に追加の調査を依頼したところ、実際には支出はさらに多く、県からの委託費と同協賛金及び参加申込者負担金のほかに、委託事業者の負担金を合わせて事業を行っており、実態として返還させるべき金額は生じていなかった。

事業の収支状況を適切に把握し、今後の事業実施内容等の検討にも役立てるため、受領した協賛金等も収入計上するとともに、要した経費の実額を費用計上し、収支を実態どおり報告させるようにする必要がある。

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

(「平成27年度包括外部監査報告書」77頁及び78頁抜粋)

監査の過程において、緑の大会の収支報告書を確認したところ、その内容は下記の通りであった。

記

収入

項目	計画	実績(税込)	摘要
県委託料	4,235,000	4,235,000	
計	4,235,000	4,235,000	

支出

項目	計画	実績(税込)	摘要	
森の応援スタッフ、野外体験指導者	謝金	200,000	160,000	森の応援スタッフほか
	旅費	100,000	24,260	
	細計	300,000	184,260	
資材費等	大会パンフレット作成	60,000	22,440	
	記念植樹・植樹活動	300,000	210,455	
	野外体験活動	170,000	166,149	
	招待者昼食	120,000	82,0220	
	細計	650,000	481,064	
会場設営・大会進行等	表彰・発表ステージ会場設営	220,000	686,400	
	看板製作、取り付け・撤去	250,000	139,500	
	音響・映像の操作	150,000	160,000	
	司会、進行、記録	400,000	475,000	
	野外体験活動テント	200,000	105,200	
	製作管理費	400,000	296,700	
	消費税10%	-	186,280	
細計	1,620,000	2,049,080		
大会参加記念品	20,000	41,290		
レクリエーション保険	20,000	5,720		
少年隊の活動発表	0	116,050		
活動発表少年隊等の送迎バス	400,000	220,876		
新型コロナウイルス感染症対策	20,000	25,667		

小計 ①		3,030,000	3,124,007	
人件費	賃金	450,000	762,400	
	旅費	50,000	35,510	
小計 ②		500,000	797,910	
事務費		320,000	313,083	
計		3,850,000	4,235,000	
消費税		385,000		
合計		4,235,000	4,235,000	

以上

平成27年度の指摘を踏まえ、支出について詳細が明らかにされる運用に改められるとともに、精算方式は改められ、委託料のみ詳細に報告する運用になったとのことである。このように、平成27年度の包括外部監査の指摘を踏まえて、改善がなされている。ただし、支出の内容について、「実績（税込）」とされているに拘わらず「計画」の消費税欄に消費税が記載されており、依然として、わかりにくい標記が残っていることを確認した。

これらの点を考慮して、財務事務の合规性の評価をCと評価した。

【意見5-2】みどりの大会の収支報告書について、「税込み」表示と「税抜き」表示を統一して標記すべきである。

上記のとおり、みどりの大会の収支報告のうち、支出の内容について、「実績（税込）」とされているに拘わらず「計画」の消費税欄に消費税が記載されており、依然として、わかりにくい標記となっていることから、わかりやすい標記となるように改善すべきである。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、みどりの大会の開催に関する資料を確認したところ、令和2年度は、下記のとおり、みどりの大会が開催されていたことを確認した。

記

日時：令和2年10月4日（日）10時40分から14時30分

場所：岡山県久米郡美咲町北 まきばの館

以上

上記のとおり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策をしたうえで、みどりの大会が実施されており、事業内容は、事業目的に沿うものである。

また、本事業の改善を検討する資料として、アンケートを実施しているとのことであり、事業の内容について検討しているとのことであった。

これらの点を考慮して、本事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

(3) みどりふれあい（緑化運動ポスターコンクール）事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	<p>児童・生徒をはじめとする県民の緑に対する愛情を養い、緑化思想の普及高揚を図るとともに、森林・林業に対する理解を深める。</p> <p>緑化の意を表し、植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化をテーマとした緑化運動ポスター等原画を募集し、入賞した作品については県内の展示会場で展示するとともに、森林や林業に関するパネル等を併せて展示し、県民への緑化及び森林・林業への意識の醸成を図る。</p>		
事業内容	<p>下記のとおり、ポスターコンクールを開催する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>募集期間：4月から5月 対 象：岡山県内の小学生，中学生及び高校生 実施方法：委託して実施する。</p> <p>ポスターコンクールの特選入賞者については、秋のみどりの月間（10月）に開催する「岡山県みどりの大会」で表彰し、特選作品は、全国コンクールへ本県代表として応募する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源（26万6000円），おかやま森づくり県民税（74万7000円）		
エコビジョン2020目標	なし	2019年度達成状況	—
令和2年度予算	101万3000円	令和2年度決算 (執行率)	101万2000円 (99%)

(監査結果)

【財務事務の合規性 A B C D】

本事業の目的は、県民の緑に対する愛情を養い、緑化思想の普及高揚を図るとともに、森林・林業に対する理解を深めること等にあり、かかる目的は、既に述べた自然保護基本計画の内容に合致するものである。

このように、本事業について、法令上の根拠を確認することができた。

次に、財務事務の執行についてであるが、監査の過程において、本事業の委託契約に関する書類を確認した。

本事業の委託契約は、随意契約（委託先：公益社団法人岡山県緑化推進協会，委託金額：101万2000円）の形式でなされていたところ、随意契約の理由として

「(公社)岡山県緑化推進協会(以下「協会」という。)は、緑化の推進に取り組むとともに、これに係る県民の活動を広く支援することにより県土の緑化に寄与することを目的とした事業を行っている。委託を行う緑化ポスターコンクールは、公益社団法人国土緑化推進機構主催の「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」の県予選を兼ねており、また、同協会が国土緑化推進機構の下部団体であることから、一連のコンクール業務を最も効果的に実施できる唯一の団体である。」とされていた(もともと、本事業の一部は再委託されている。)。なお、本委託契約の見積書は、委託先からの見積書のみ確認した。

この点、既に述べたみどりの少年交流事業及びみどりの大会開催事業について、みどりふれあい事業を岡山県緑化推進協会と協働することの意義は大きいことは既に述べた通りである。

これらの点を考慮して、財務事務の合規性の評価をBと評価した。

ただし、委託の内容には、会場の設営など必ずしも専門性が高いと思われる部分が含まれていることから、委託の内容を分割のうえ、専門性が必ずしも高いといえない事業については、入札手続き等によることを検討するべきであることは、上述のとおりである。

【事業の有効性 A B C D】

監査の過程において、令和2年度のポスターの応募点数等を確認したところ、緑化運動ポスターの応募点数は440点であり、表彰手続き等が完了していることを確認した(なお、本事業は、「11 愛鳥思想普及事業」における愛鳥ポスターコンクールと並行して開催されており、愛鳥ポスターコンクールの応募点数は456点であったことを確認した。)

この点、本事業の効果について、定量的な判定は困難であるものの、毎年継続して開催されており、一定数の応募があること等を踏まえると、本事業が目的とする緑化思想の普及に対する一定の効果を果たしていると思われることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の財務事務の効率性について、問題となる点は認められなかったため、その評価をBとした。

18 自然保護センター管理事業

【概要】	担当部署	自然環境課	
事業目的	自然とのふれあいを通じて、県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるため、平成3年11月に和気町田賀（旧佐伯町）にオープンした自然保護センターについて、適正な管理を行う。		
事業内容	(1) 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発 ①自然観察会，研修会等の開催 ②機関誌の発行 (2) 自然に関する調査及び研究 ①動植物の調査研究 ②研究報告書等の発行 (3) 自然に関する情報の収集及び提供 ①情報の収集及び提供 ②講師等の派遣 (4) 自然に関する指導者及びボランティアの育成 (5) タンチョウの飼育 (6) 傷病鳥獣の保護		
法令・条例・要綱等	自然保護条例，自然保護基本計画		
主な財源	一般財源		
エコビジョン2020目標	自然保護センターの利用者：年間4万人	2019年度達成状況	自然保護センターの利用者：年間3万2438人
令和2年度予算	1億1436万1000円	令和2年度決算（執行率）	1億1425万4576円（100%）

（監査結果）

【財務事務の合规性 A B C D】

自然保護基本計画は、「②自然環境学習等の推進」及び「③自然とのふれあいの場の確保」において、自然保護センターについて、下記のとおり規定している。

記

○自然保護センターの活用（環境文化部）

優れた里山環境を有する自然保護センターを活用し、自然観察会等の自然環境に関する学習・体験活動を推進します。

（「自然保護基本計画」35頁，38頁抜粋）

本事業は、自然保護基本計画にしたがって、自然保護センターの管理運営を行うこ

とを目的とするものであり、自然保護基本計画の内容に沿うものである。

自然保護センターの管理運營業務は、指定管理の方式によって委託されている。

この点、岡山県の平成19年度の包括外部監査の対象は「指定管理者制度の事務の執行及び施設の管理運営について」であり、岡山県の指定管理の在り方については監査意見が述べられている（ただし、自然保護センターは、監査の対象とされていない。）。

本監査は指定管理制度そのものを監査の対象とするものではないこと及び指定管理制度に関しては上記平成19年度の包括外部監査において岡山県の指定管理制度に関する問題点が詳細に分析、指摘されていること等を考慮して、上記平成19年度の包括外部監査の指摘事項等が改善されているかの観点から、平成19年度の包括外部監査において言及されていなかった自然保護センターの指定管理制度について、以下のとおり、監査を実施する（岡山県の指定管理制度の監査の詳細は上記平成19年度の包括外部監査の報告書をご参照されたい。）。

なお、平成19年度の包括外部監査において指摘されていた事項のうち、自然保護センターの指定管理において関連する事項は、概ね下記のとおりである。

記

- 1 募集期間について、最低でも2～3か月とすべきである（意見）。
- 2 選定委員は、外部委員・専門家を中心として構成すべきである（指摘事項）。
- 3 指定期間について公開性の確保の観点からはせめて5年以上の期間を設定して、民間事業者が参入しやすい環境を整えるべきである。
- 4 安全管理、緊急時の対応等のリスク回避に関しては、厳しい仕様を要求すべきである（指摘事項）。
- 5 第三者への委託（再委託）については、指定管理制度の趣旨に照らし、厳格に運用すべきである（指摘事項）。
- 6 収支報告書の提出を遵守させ、その内容を詳細に検討すべきである（指摘事項）。
- 7 行政評価のため、しかるべきモニタリングシステムの構築をすべきである（意見）。
- 8 指定管理者の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定を協定書に明記すべきである（意見）。

以上

（平成19年度包括外部監査報告書49頁から61頁参照）

【自然保護センターについて】

1 施設について

（1）概要

自然保護センターは、岡山南東部に位置する和気町に所在する公の施設である。

名 称	自然保護センター
所在地	岡山県和気郡和気町田賀730
供用開始	平成3年11月
設置根拠条例	岡山県自然保護センター条例
施設概要	敷地面積：約100ha
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ▶センター棟（事務室，展示室，研修室，図書室等） ▶フィールド施設（虫の原っぱ，昆虫の森，湿生植物園，ピクニック広場，野草園，水生植物園等） ▶タンチョウ飼育施設（タンチョウ管理棟，タンチョウ飼育ケージ，傷病野生鳥獣保護施設） ▶駐車場（無料，収容力：バス13台，乗用車82台）
入場料	無料

（自然保護センターHP抜粋）

（2）目的・沿革

自然保護センターは，自然との触れ合いを通じて，県民の自然への理解を深め，自然の保護についての認識を高めるため，平成3年11月に和気町（旧佐伯町）にオープンした自然体験のできるフィールドを有した自然保護・学習施設であり，自然保護に関する指導者の養成研修，調査研究，情報の収集・提供，ボランティアの養成，関連施設とのネットワークづくり等の機能を併せもった施設である。

（自然保護センターHP参照）

2 指定管理者について

名 称	公益財団法人岡山県環境保全事業団
代表者	理事長 坂 井 俊 英
所在地	岡山市南区内尾665番地の1
設立年月日	昭和49年9月28日
設立目的	岡山県の区域において，資源循環型社会の形成，良好な生活環境の確保，自然共生社会の形成及び地球環境の保全など，環境の保全及び創造に関する事業を行うことにより，快適で持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

<p>主な事業</p>	<p>①廃棄物処理処分事業 ②循環型社会推進事業 ③環境測定分析事業 ④環境調査事業 ⑤環境緑化事業 ⑥環境コンサルタント事業 ⑦地球温暖化対策事業 ⑧公共施設等の管理運営事業 ⑨環境保全に関する普及啓発事業 ⑩その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</p>
<p>組織 役員</p>	<p>13名（理事10名，監事3名）</p>

3 指定管理者の指定について

(1) 指定管理の内容

ア 対象施設
 本施設

イ 指定管理者が行う業務の範囲

(1) センターの施設及び設備の維持管理に関すること

※岡山県クール・エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組を講じること

(2) 自然の保護に関する知識の普及及び意識の啓発に関すること

(3) 自然に関する指導者及び友の会等のボランティアの育成に関すること

(4) 自然に関する情報の収集及び提供に関すること

(5) センターの施設の利用等の許可に関すること

(6) 自然に関する調査及び研究に関すること

(7) タンチョウの飼育に関すること

(8) 傷病鳥獣の保護に関すること

(9) 利用者アンケート調査の実施に関すること

(10) その他センターの運営に関すること

ウ 指定管理者の指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

エ 指定管理者と県の責任分担

種類	内容	県	指定管理者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風，豪雨，洪水，地震，落盤，火災，騒乱，暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件当たりの所要額が100万円以上のもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費，物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理経費の増		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的な変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

(2) 指定管理者の指定手続き

ア 公募・非公募の別
公募

イ 募集説明会
令和元年9月2日に開催

ウ 指定の申請の受付期間
令和元年8月13日～10月11日（60日間）

エ 選定手続き

令和元年10月25日に，環境文化部指定管理者候補選定委員会を開催し申請団体からのプレゼンテーションを行った上で，管理運営の基本方針，サービス向上につながる取組，効率的な管理運営の取組などの審査項目について審査

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

を行い、各委員の評価をもとに総合的に検討した結果、公益財団法人岡山県環境保全事業団が適当とされた。

なお、上記選定委員会の構成は、下記のとおりである。

記

委員長	岡山商科大学	名誉教授	岡本輝代志
委員	公認会計士		井上 信二
委員	岡山県立大学	学長	沖 陽子
委員	岡山コケの会	世話役幹事	西平 直美
委員	環境カウンセラー		福田 佳代
委員	岡山県環境文化部	次長	小寺 弘城

以上

オ 審査結果

自然保護センターの指定管理者の選定に係る応募の審査項目及び審査結果は下記のとおりである。

記

団体	項目	管理運営の基本方針	サービス向上につながる取組	危機管理に関する取組	効率的な管理運営の取組	管理運営体制及び法令等の遵守状況	経理的基盤	環境政策への取組など	合計
	配点	60	240	60	90	60	60	30	600
公益財団法人岡山県環境保全事業団		53	198	45	60	46	54	22	478

【評価された内容等】

- ・ サービス向上につながる質の高い管理運営及び維持管理、利用者の拡大に向けた工夫が期待できる。
- ・ 法人の経営基盤が優れており、安定的な運営が期待できる。

以上

4 指定管理者との協定締結について

上記の審議に基づき、岡山県議会の議決を経て、公益財団法人岡山県環境保全事業団が自然保護センターの指定管理者に指定され、岡山県との間で本施設に係る包括協定が締結された。

5 指定管理者による本施設の管理状況

(1) サービスの向上

新規行事の企画・実施・フィールドの整備によりサービスの向上に努めた。
 (「令和元年度岡山県自然保護センター指定管理者事業報告書」参照)

(2) 施設利用者数の推移

平成30年度	令和元年度	令和2年度
3万1154人	3万2438人	3万3646人

(3) 収支の状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	1億1189万7000円	1億1293万3093円	1億1399万5000円
支出	1億1189万7000円	1億1293万3093円	1億1399万5000円
差額	0	0	0

以上

監査の結果、自然保護センターの指定管理者の指定手続きにおいて、公募の取り扱いは取られていること、指定の申請の受付期間（募集期間）が60日とされていること、指定期間が5年とされていること、選定委員は外部委員や公認会計士等の専門家が中心に選定されていること、指定管理に係る包括協定書において緊急時の対応が明記されていること（岡山県自然保護センターの管理に関する包括協定書15条）、事業の再委託は手続きに則って限定的になされていること、協定書に指定管理の指定の取消し等がなされた場合の損害賠償の規定が明記されたこと（同協定書37条）等を確認した。

上記の事項は、平成19年度の包括外部監査において指摘事項及び意見として述べられた点であり、これらの点についてはいずれも本施設の指定管理者の指定において問題点はない。

また、監査の過程において、平成30年度から令和2年度の事業報告書を確認したところ、いずれの年度においても、コスト削減及びサービス向上について報告がなされ

ていた。

さらに、現地において備品の台帳と現物を確認する等して備品の管理状況を確認したところ、備品の管理状況について特に問題となる点は認められなかった。

他方で、自然保護センターの収支は0とされており、その点について、環境文化部における事業報告の検証資料において、「指定管理料のみを収入とする施設については、予め明示されている収入の中で、施設の運営や管理等を行った結果、収支が均衡したものと考えている。」との分析がなされていた。

もっとも、平成19年度の包括外部監査において指摘されているとおり、収入と全く同額の支出を行うことはよほどの事情がない限りあり得ないのであって（報告書59頁）、収支については、詳細な内容が把握できる収支報告書とするよう改善を検討する余地はあると思われる。

これらの点を考慮して、本事業の財務事務の合规性の評価をCとした。

【意見5-3】自然保護センターの収支については、根拠資料を確認するなどして詳細な内容を把握するよう改善すべきである。

【事業の有効性 A B C D】

本事業は、「事業内容」に記載の(1)から(6)の業務を行うことを内容とするものであり、いずれの事業内容も自然保護基本計画の内容を実行するものである。

なお、監査の過程において、平成30年度から令和2年度の自然保護センターの利用者数の推移を確認したところ平成30年度は3万1154人、令和元年度は3万2438人、令和2年度は3万3646人であることを確認した。

このように、自然保護センターの利用者数は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況にあっても3万人を超過しており、このような利用者数の推移等に鑑みれば、上記の事業目的に沿った事業内容であると思われることから、事業の有効性の評価をBとした。

【事業の効率性 A B C D】

本事業の効率性について、特に問題となる点は認められなかったため、事業の効率性の評価をBとした。

第6章 結語

1 総論において述べたとおり、近年において甚大な自然災害（とりわけ豪雨災害）が頻発していることを踏まえると、環境問題は、県民の生活の安全に直結する非常に重要な問題である。

また、岡山県は、平成30年7月豪雨の被災県であって、環境問題に対して積極的に取り組むべき土壌がある。

しかしながら、エコビジョン2040の「環境保全への取組を推進していくために行政に期待すること」というアンケートの回答（令和2年度）において、最も期待が高い項目は「省エネ機器・設備導入への支援・補助」であり（49.0%）、「環境問題に対する意識向上のための教育」への期待度は、前々回（平成24年度）の30.5%から、前回（平成28年度）19.7%、今回（令和2年度）18.0%と大幅に減少している。

このように、県民の環境問題に対する意識は、必ずしも向上していない状況にあると思われる。

2 岡山県は、このような状況を危機的状況ととらえ、県民の環境問題に対する意識向上を喫緊の課題として、積極的に取り組む必要があると考える。

この点、監査の過程において、県職員の方が個別の事業に熱意をもって真摯に取り組んでいることは確認することができた。

もっとも事業の成果検証の在り方等については、民間の事業者が行う事業検証方法等について参考にするべき点が多々あるように思えたことから、監査人としては、監査を通じて事業の有効性について、積極的に意見を述べたつもりである。

なお、包括外部監査は財務監査を基本とするものであり、財務の執行手続きを主として監査の対象とすべきであるが、当初、監査人は、かかる範囲を超えて多数の指摘事項や意見を述べたため、担当の職員の方には負担を生じさせることとなった。

今回、監査人が最終的に指摘事項及び意見としたのは、その中でも特に重要と考えられる事項であり、岡山県においては、真摯に受け止めて改善を検討することを切に願うものである。

3 最後に、本件の包括外部監査において対象となった岡山県環境文化部の環境企画課、新エネルギー・温暖化対策室、環境管理課、循環型社会推進課（災害廃棄物対策室を含む。）及び自然環境課の担当職員各位並びに岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なる協力をいただいたことについて心より感謝を申し上げますとともに、本監査が岡山県の環境行政の一助になることを祈念して、本件の包括外部監査を終えることとする。

以上

【凡例】

基本用語	略称
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	海岸漂着物等の処理推進法
岡山県会計事務取扱要綱	会計要綱
岡山県環境影響評価等に関する条例	環境影響評価条例
岡山県環境基本計画 エコビジョン2010	エコビジョン2010
新岡山県環境基本計画 エコビジョン2020	エコビジョン2020（特に断りがない限り、平成29年2月の2次改訂を経たエコビジョン2020を指す。）
岡山県環境基本計画 エコビジョン2040	エコビジョン2040
岡山県環境基本条例	環境条例
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	環境負荷低減条例
岡山県希少野生動植物保護条例	希少野生動植物保護条例
岡山県児島湖環境保全条例	児島湖環境保全条例
岡山県景観条例	景観条例
岡山県財務規則	県財務規則
岡山県自然海浜保全地区条例	自然海浜保全地区条例
岡山県自然環境保全審議会条例	自然環境保全審議会条例
岡山県立自然公園条例	自然公園条例
岡山県自然保護基本計画	自然保護基本計画
岡山県自然保護条例	自然保護条例
岡山県循環型社会形成推進条例	循環型社会形成推進条例
岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例	太陽光発電施設の安全な導入促進条例
岡山県地球温暖化防止行動計画	温暖化防止行動計画
快適な環境の確保に関する条例	快適環境条例
公害健康被害の補償等に関する法律	公害健康被害補償法

令和4年3月25日 岡山県公報 第12381号

基本用語	略称
循環型社会形成推進基本法	循環基本法
食品ロス削減の推進に関する法律	食品ロス削減推進法
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	新エネルギー利用促進法
地球温暖化対策の推進に関する法律	温暖化対策推進法
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護管理法
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特定工場法
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	外来生物法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	廃棄物処理法施行細則
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン適正化法
墓地、埋葬等に関する法律	墓地埋葬法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	PCB特措法

【用語解説】

(解説の対象となる用語には※を付記している。)

基本用語	解説
アルファベット	
AI	人工知能 (Artificial Intelligence) の略。大量のデータに対して、人間のように言葉の理解や問題解決などを行うコンピュータシステム (このほかにも、AIには様々な定義がある。)
COD	化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand) の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解する際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンによる影響等があるため、BODではなくCODが用いられる。
EV	電気自動車 (Electric Vehicle) の略。
HEMS	家庭用のエネルギー管理システム (Home Energy Management System) の略。住宅内のエネルギー消費機器等をネットワーク化し自動制御等を行うもの。民生部門における省エネルギーと地球温暖化への対策技術として期待されている。
IOT	モノのインターネット (Internet of Things) の略。自動車や家電製品など、様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報交換を行うこと。
ISO14001	ISO (国際標準化機構, International Organization for Standardization) の環境マネジメントシステム規格。Plan (計画), Do (実施), Check (確認・評価), Action (見直し) といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。
J (ジュール)	仕事量・熱量・エネルギーの単位。1MJ (メガジュール) は100万ジュール, 1GJ (ギガジュール) は, 10億ジュール。例えば, こまめにテレビ (液晶32V型) を消し, 1日お視聴時間を1時間短くするとともに, エアコンの冷房温度を1℃上げ, 暖房温度を1℃下げるとともに運転時間をそれぞれ1時間短縮すると, 1年間ではエネルギーを約570MJ (0.57GJ) 削減できる。
PHV	「PHV」はプラグインハイブリッド車 (Plug-in Hybrid Vehicle) で, 家庭用電源からコンセントプラグで直接充電できるハイブリッド車。
SDGs	SDGsは, 2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと, 全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことをいう。(農林水産省HP)

V2H	Vehicle To Home。電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた建物への電力供給が可能な充電設備
ZEB	Net Zero Energy Building。できる限りの省エネルギーと再生可能エネルギーの導入（エネルギーを創ること）により、年間で消費するエネルギー量が正味でゼロとなる建築物。
ア行	
愛知目標	愛知目標は、戦略計画2011-2020で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標をいう。（環境省HP）
アマモ場	アマモ（海の中に生えている海草の一種）がたくさん生えている場所。小型生物の生息場、魚類の餌場等となる。
エコアクション21	ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも省エネを中心に節水や廃棄物削減等に取り組める、国内認証の環境マネジメントシステム。
大阪ブルー・オーシャン・ビジョン	2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて共有されたグローバルなビジョンであり、日本は2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことを提案し、首脳間で共有された。他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ、2021年5月現在、87の国と地域が共有しています。（環境省HP）
岡山県グリーン調達ガイドライン	県における環境負荷低減に資する製品・サービスの調達方法を定めたガイドライン。物品および役務の調達総量の削減、計画的な調達、ライフサイクルの考慮に努める。
カ行	
外来生物	人の手によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地でない地域に持ち込まれた生物。
環境影響評価	事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう（環境影響評価法2条1号）

環境定期券	土曜、休日などのマイカー利用の削減とバス利用促進により、市街地中心部の交通渋滞の緩和や排ガスの削減などを図るための通勤定期券所持者への運賃割引制度。
吉備高原都市景観モデル地区	「晴れの国 おかやま景観計画」において景観計画区域とされた地域のうち、県民に親しまれ県民の誇りとなる景観を有する地域、新たに優れた景観を創造すべき地域を「景観モデル地区」としている。吉備高原都市景観モデル地区は、かかる景観モデル地区に指定された地区である。
景観行政団体	景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。
経済特区	経済特別区とも呼ばれ、税制上の優遇措置及び規制緩和などの特別な措置が設けられた地域を指す。
公害防止管理者	施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担い、施設の直接責任者が想定され、資格を必要とする（代理者も同じ）。排出量等の施設の区分に応じ選任することが必要となる公害防止管理者の種類が異なる。具体的には、大気関係1種から4種、特定粉じん関係、一般粉じん関係、水質関係1種から4種、騒音関係、振動関係、ダイオキシン類関係の13種類の資格がある。公害防止管理者は、施設の区分ごとに選任しなければならない。
公害防止主任管理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担い、部長又は課長が想定され、資格を必要とする（代理者も同じ）。ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、排ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上で、かつ、排出水量が1日当たり平均1万m ³ 以上の特定工場に選任が義務付けられている。
公害防止統括者	工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担い、工場長等が適任であり、その資格は不要である。また、常時使用する従業員の数が20人以下の場合は、公害防止統括者の選任は不要である。
国立公園	国立公園に準ずる優れた自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。県内では氷ノ山後山那岐山国立公園（15,024ha）が昭和44（1969）年4月に指定された。
国立公園	日本の風景を代表する傑出した自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。県内では、昭和9（1934）年3月に笠岡諸島などを含む備讃瀬戸が瀬戸内海国立公園に指定され、昭和25（1950）年以降に日生諸島等が編入した。大山隠岐国立公園には、昭和38（1963）年に蒜山地区が、平成14（2002）年に毛無地区がそれぞれ編入された。

国立公園満喫プロジェクト	平成28（2016）年から、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図り、訪日外国人の利用増を目指す取組として実施。令和3（2021）年からは国内誘客の強化にも取り組む。
ごみゼロガイドライン	岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取組を行うよう努めることとされている。現在、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」、「燃え殻」及び「廃プラスチック」についてガイドラインを策定している。
サ行	
再エネ基金	再生可能エネルギー等導入推進基金。再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金制度）を活用し、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援するため、岡山県が造成する基金。（環境省HP参照）
里海	里山と同じように、人々の生活と結びつき、適度な人の力が加わることによって、環境や生物の生産力と多様性が維持されている身近な生活圏内の海のこと。海と人との望ましいつきあい方を表す言葉として、最近使用されるようになっていく。
産廃税	産廃税とは、産業廃棄物処理税の略称であり、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、廃棄物処理法で定められた燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、がれき類など21種類の廃棄物のことをいう。岡山県は、「環境の世紀にふさわしい岡山の創造」を目指し、平成15年4月に、岡山県独自の税制として産業廃棄物処理税を導入した。なお、最終処分場に搬入する産業廃棄物1トンにつき、1000円が課税される。（岡山県HP参照）
自然公園指導員	国立公園及び国定公園の保護とその適正な利用の促進のため、公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う。
自然保護推進員	都市化の進展と自然志向が高まるなかで、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、昭和56（1981）年度から設置している。
指定希少野生動植物	県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると推定される動植物のこと。県内では、カワバタモロコ、ナガレタゴガエル、マルバノキ、ミズアオイ、エヒメアヤメ、サクラソウ、ミチノクフクジュソウを指定している。
スマートコミュニティ	一定の地域の中で、新エネルギーやエネルギーマネジメントシステム等の導入によって自律分散型のエネルギーシステムを構築し、エネルギー自給や効率的なエネルギー利用を図るもの。

セルロースナノファイバー	木材などの植物繊維の主成分であるセルロースをナノサイズ（1mmの百万分の1）にまで細かく解きほぐすことにより得られる木質バイオマス資源であり、軽量・高強度、高比表面積、低熱膨張性、高増粘性といった特徴を兼ね備えていることから、新たな機能を持つ素材として期待され、その製造方法や用途の開発が国内外で盛んに行われている。
ゼロエミッション	産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6（1994）年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本初のオリジナルな運動として位置づけられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。
タ行	
第一種特定製品	「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているものをいう。 一 エアコンディショナー 二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）（フロン適正化法2条3号）
第5次 環境基本計画	環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものであり、計画は約6年ごとに見直しが見直しがされる（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。平成29年2月に環境大臣から計画見直しの諮問を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日の答申を踏まえ、平成30年4月17日に策定された環境基本計画が第5次環境基本計画である。（環境省「第五次環境基本計画の全体構成」参照）
大規模行為（景観法）	景観法16条1項及び景観条例6条に基づき、届け出を要する行為とされている行為。具体的には、屋外における土木、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（景観条例6条1号）等
中山間地域	岡山県中山間地域の振興に関する基本条例に規定する「山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域」をいう。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する区域。鳥獣保護区では、すべての鳥獣の捕獲を禁止（許可を受けて捕獲する場合を除く。）している。
鳥獣保護センター	傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センターの2か所に設置されている。
特定工場	特定工場法において公害防止組織の設置（公害防止管理者等の選任）が義務付けられている工場をいい、次のいずれにも該当する工場。 ・製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する事業の用に供する工場であること。 ・特定工場法施行令で定める粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、振動発生施設、ダイオキシン類発生施設等が設置されている工場であること。

<p>ハ行</p>	
<p>バイオマス</p>	<p>本来は、生物（bio）の量（mass）であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。</p>
<p>パークアンドライド</p>	<p>都市部などの交通渋滞の緩和のため、鉄道駅やバス停に近接した駐車場にマイカーを駐車し、鉄道やバスに乗り換えて目的地に行く方法。交通渋滞の緩和以外にも、自動車排ガスによる大気汚染の軽減やCO₂排出量の削減といった効果が期待できる。</p>
<p>パリ協定</p>	<p>パリ協定とは、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みであり、1997年に定められた「京都議定書」の後継となるものである。パリ協定は、2015年にパリで開かれた温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議（通称COP）」で合意されたところ、以下の2つが発効条件とされた。</p> <p>①55カ国以上が参加すること ②世界の総排出量のうち55%以上をカバーする国が批准すること</p> <p>専門家の間では条件が満たされるには時間がかかるだろうと考えられていたが、当時の米国・オバマ大統領が中国やインドに批准を働きかけるなどした結果、2016年11月4日に発効した。パリ協定では、次のような世界共通の長期目標を掲げている。</p> <p>世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする。</p> <p>そのため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。（環境省HP）</p>
<p>光害（ひかりがい）</p>	<p>良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響を指す。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稻等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼすおそれがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。</p>
<p>ふるさとの川リフレッシュ事業</p>	<p>土砂の堆積や樹木により、川の流が阻害されている箇所について、協働の仕組みを導入しながら集中的に土砂の撤去・樹木伐採を行い、洪水被害のリスクを軽減させる事業。</p>
<p>プロジェクト推進会議</p>	<p>岡山県環境基本計画に基づく取組のうち、県民、事業者、行政が特に緊密な連携のもとに取り組むべき「地球温暖化防止」及び「ごみゼロ社会づくり」について、各主体が協力して取組を推進するため、関係者等により構成される会議。</p>

ベンゼン	各種化学物質の製造原料などに使用されており，固定発生源（コークス炉，石油プラント等）から排出されるほか，自動車排ガスからも排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており，大気汚染に係る環境基準は年平均値が0.003mg/m ³ 以下，水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は0.01mg/L以下と定められている。（エコビジョン2040.96頁）
保安林	森林の持つ水源涵養や山地災害の防止等，公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源かん養保安林は，水源地森林を指定し，その流域に降った雨を蓄え，ゆっくりと川に流すことで，安定した川の流れを保ち，洪水や濁水を防止する働きがある。県では水源かん養保安林の面積が最も多く，全体の約70%を占めている。
マ行	
みどりの少年隊	次代を担う少年たちに緑の大切さを認識してもらい，地域の緑化の推進に貢献することを目的に結成された団体で，学校単位又は地域単位で構成されている。原則として4年生以上の小学生と中学生が隊員として活動している。
木質バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のうち木材からなるもの。主に，樹木の伐採や造材のときに発生した枝・葉などの林地残材，製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか，住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。
森税	おかやま森づくり県民税
ヤ行	
優良産廃処理業者認定制度	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する制度。
ラ行	
類型あてはめ	水質汚濁生活環境項目及び騒音の環境基準については，全国一律の環境基準が設定されていない。国において河川等の状況，騒音に係る地域の土地利用状況等に応じた類型別の基準が示されており，これに基づき都道府県が河川等や地域ごとに適切な基準を当てはめて指定している。（エコビジョン2040.97頁）
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生動植物種に関するデータ集。昭和41（1966）年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅のおそれのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では，平成元（1989）年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。県では県内の野生生物の現状について，平成10（1998）年度から平成14（2002）年度までの5か年計画で調査検討し，平成14（2002）年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに，改訂版として，平成21（2009）年度末には「岡山県版レッドデータブック2009」，令和元（2019）年度末には「岡山県版レッドデータブック2020」を発刊している。

以上